

受付期間 9月2日(月)～11日(水) 中京郵便局必着

令和6年9月

市営住宅入居者公募案内

今回の募集は、

【一般選考】 一般住宅・単身者向け住宅・親子ペア住宅・近居入居優先住宅・多家族向け住宅
特別空き家住宅・子育て世帯優先住宅

【多回数落選者優先選考】 一般住宅・単身者向け住宅

【「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者優先選考】

への入居者を募るものです。

※今回の募集とは別に、9月2日(月)から9月10日(火)まで、特定目的住宅及び車いす専用等住宅の募集を行っています。

- ・ひとり親世帯優先選考…各区役所・支所の子どもはぐくみ室の窓口で受付
- ・原子爆弾被爆者・引揚げ者世帯優先選考…京都市保健福祉局医療衛生企画課、生活福祉課の窓口での受付
- ・障害者世帯等優先選考、車いす専用等住宅…各区役所・支所の障害保健福祉課の窓口での受付

※今回の募集とは別に、10月に特定目的住宅の募集を行います。

- ・DV被害者優先選考…京都市文化市民局男女共同参画推進担当の窓口での受付
- ・犯罪被害者優先選考…京都市文化市民局くらし安全推進課所管窓口での受付

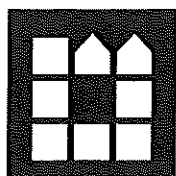
(注) 市営住宅は、中古住宅です。修繕・クリーニング済ですが、染み、変色などがあります。

●この冊子は、令和6年11月末まで、捨てずに保存してください。

目次

① 申込方法……………	1	⑪ 「子ども・被災者支援法」に基づく 支援対象避難者優先選考募集……………	31
② 申込みから入居までの流れ……………	2	⑫ 募集する住宅の位置図……………	33
③ 申込資格……………	3	⑬ 選考方法……………	34
④ 申込みに当たっての注意……………	8	⑭ 入居手続……………	35
⑤ 申込書の記入例……………	9	⑮ 入居に際しての注意……………	36
⑥ 申し込む際の収入(所得)とは……………	13	⑯ 入居後の家賃・収入申告……………	37
⑦ 収入金額の記入例……………	14	⑰ 令和6年度の募集予定……………	37
⑧ 世帯の収入額の計算方法……………	19	⑱ 抽選会場等の位置図……………	38
⑨ 一般選考募集の対象住宅……………	22		
⑩ 多回数落選者優先選考募集の対象住宅……………	30		

問合せ先



安心のすまいを信頼とともに

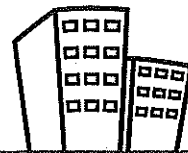
京都市住宅供給公社 業務課 公募担当
(本社1階)

〒602-0872 京都市上京区中町通丸太町下る駒之町561-10
TEL. 075-223-2142 <http://www.kyoto-jkoshu.or.jp/shiei/index.html>



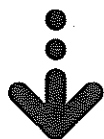
ファミリー向け住戸の随時公募受付中

1 申込方法



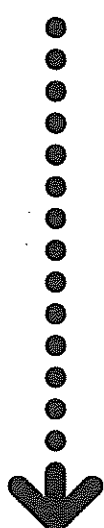
次の順にしたがって、内容を確認のうえ、中京郵便局へ郵送してください。

(1) 申込資格を確認してください。



3～6ページ「③ 申込資格」
8ページ「④ 申込みに当たっての注意」
13ページ「⑥ 申し込む際の収入（所得）とは」

(2) 申込団地を1つ選んでください。



22～29ページ「⑨ 一般選考募集の対象住宅」
30・31ページ「⑩ 多回数落選者優先選考募集の対象住宅」
31・32ページ「⑪ 「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者優先選考募集」
申込みは、1世帯につき1申込区分に限ります。

ただし、親子ペア住宅・多家族向け住宅・特別空き家住宅・子育て世帯優先住宅・多回数落選者優先選考・「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者優先選考（単身者を除く）にお申し込みの方は、一般選考の一般住宅にも申し込むことができます。近居入居優先住宅に申し込まれる方は、同じニュータウン又は学区（小学校区）内の一般選考の一般住宅にも同時に申し込むことができます。

また、特別空き家住宅（単身者向け）・多回数落選者優先選考（単身者向け）・「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者優先選考（単身者に限る）にお申し込みの方は、一般選考の単身者向け住宅にも申し込むことができます。その場合、申込書は別々に作成してください。

なお、親子ペア住宅に申し込まれる方は、申込書を2通（それぞれの世帯に1通）作成していただき、1つの封筒に入れて郵送してください。

(3) 申込書を作成してください。



9～12ページ「⑤ 申込書の記入例」
14～18ページ「⑦ 収入金額の記入例」

申込書は、赤線の枠内すべてに記入漏れのないよう作成してください（裏面も忘れずに記入してください。）。

(4) 申込書を郵送してください。

申込専用封筒に次の書類を入れ、下記の受付期間内に、中京郵便局へ郵送してください。
（申込専用封筒以外での受付はできません。）

①所定の申込書

②前回までの抽選番号通知書（はがき）〈同封されない場合は申込回数の加算は行いません。〉

注1）京都市住宅供給公社へ持参されても、受付はできません。

注2）受付した書類の返却はできません。

申 込 者



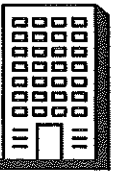
中京郵便局

受付期間 9月2日(月)～11日(水) 中京郵便局必着

※ 期間外の到着は、無効です。

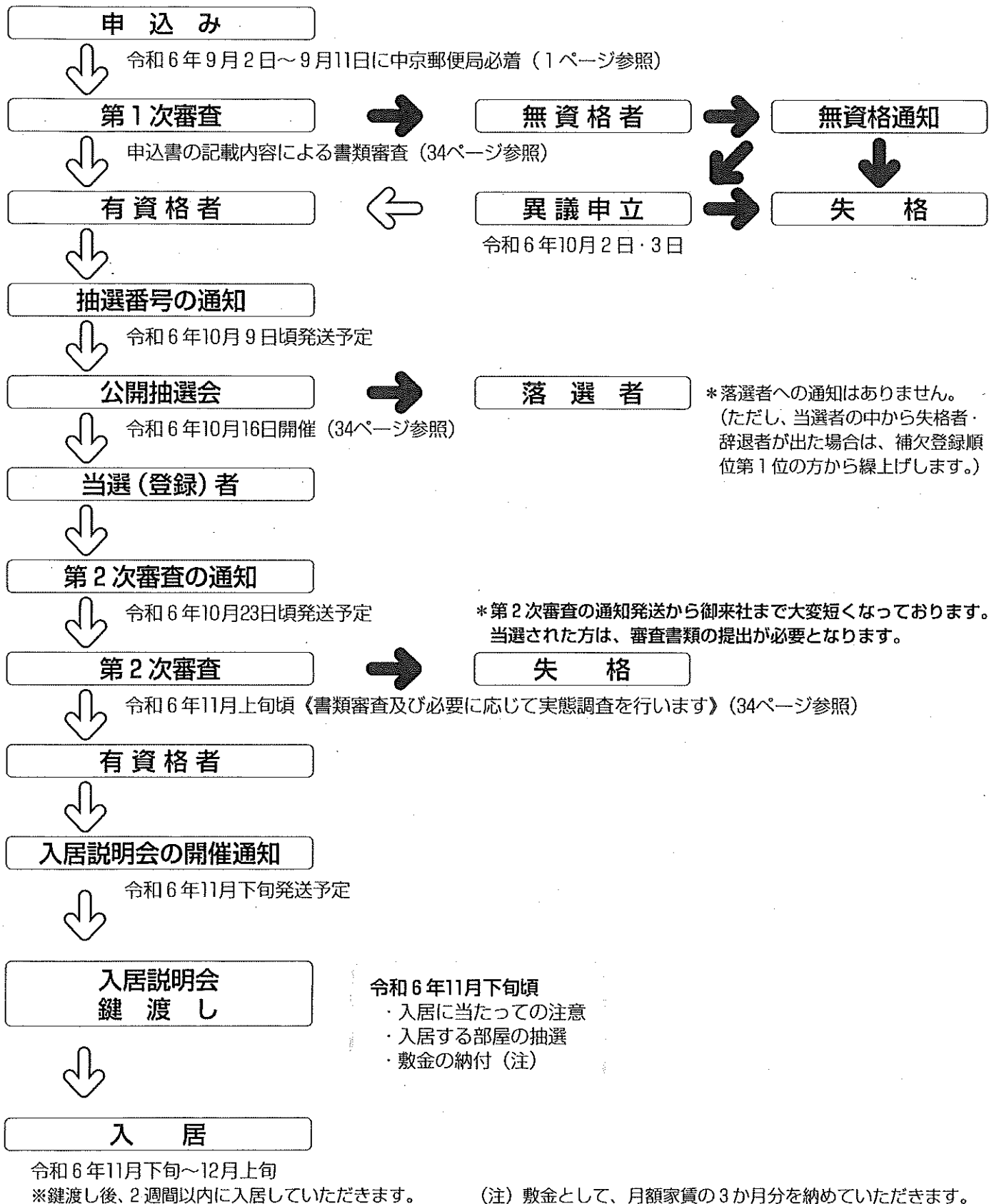
※ 市内であっても、郵便到着に日数を要することがあるため、ご注意ください。

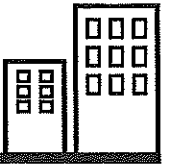
<御注意> ◎公営住宅の入居申込みを代行する業者がありますが、京都市及び京都市住宅供給公社とは一切関係ありません。



② 申込みから入居までの流れ

※鍵渡し及び入居については、整備の状況により遅れる場合があります。





I 一般選考

(1) 一般住宅

市営住宅の入居申込みができる方は、次のア〜クのすべての条件を備えていることが必要です。
(申込日(令和6年9月11日)現在の状態が、申込資格の判断の基準になります。)

また、入居までに、これらの条件が1つでも欠けたときは、入居できません。

なお、一般住宅の対象住宅については、22〜25ページに指定する空き家住宅となります。

ア 京都市内に居住しているか又は勤務先があること。

注① 居住地は、申込日(令和6年9月11日)現在、住民票により確認できること。

② 在勤要件は、個別に審査があります。

イ 現に同居し又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方(以下「内縁の配偶者」という。)、婚約者、京都市パートナーシップ宣誓者を含む。)があること。

注① 他に扶養すべき方のある親族との同居など、特に同居する理由のない親族との申込みはできません。

また、単身の方は、申込みできません。

② 家族を不自然に分離した申込みはできません(特別な理由のない限り、夫婦の別居、父母の別居となる場合などは、申込みできません。)

ただし、令和6年11月29日までに離婚届を提出できる場合は、申し込むことができます。

→この場合、誓約欄(A票)に「〇年〇月離婚予定」と記入しておいてください

(離婚届受理証明書又は離婚の事実を確認できる戸籍謄本の提出が必要になります。)

③ 内縁の配偶者については、現に同居し、かつ、住民票により確認できること(続柄が「未届の夫」又は「未届の妻」)。

④ 婚約者との申込みの場合は、令和6年11月29日までに婚姻届を提出し、同時に入居できること。

→この場合、誓約欄(A票)に「〇年〇月婚姻予定」と記入しておいてください

(婚姻届受理証明書又は婚姻の事実を確認できる戸籍謄本の提出が必要になります。)

⑤ 京都市パートナーシップ宣誓者による申込みの場合は、宣誓書受領書のコピー(表・裏)又は宣誓書受領証カードのコピー(表・裏)の提出が必要です。また、婚姻がない事実を確認するため、戸籍謄本の提出が必要な場合があります。

⑥ 世帯の収入額が158,000円を超えて、13ページ「裁量階層世帯とは」の(ウ)①に該当する世帯については、婚姻届受理証明書又は婚姻の事実を確認できる戸籍謄本の提出が必要になります。

ウ 申込者は、民法上の成人(令和6年11月30日までに満18歳以上の方)であること。

エ 申込者及び現に同居し又は同居しようとする親族(内縁の配偶者、婚約者、京都市パートナーシップ宣誓者を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

オ 過去に市営住宅を不正に使用したことがないこと(市営住宅条例に違反し、法的措置により明渡しを求められた方などを含む。)

市営住宅の家賃及び明渡し時の原状回復費用を未納の方は、異議申立日までに、その全額の納入が必要です。

また、今回の応募に関連して、市営住宅に関する諸申請が必要な方は、原則として、この公募の受付開始日(令和6年9月2日)の前日までに申請されていることを必要とします。申請がお済みでない方は、次回以降の公募に御応募ください。

カ 現在、住宅に困っていること。

注① 市営住宅入居申込書裏面のB票に列記した住宅困窮理由のいずれかに当てはまること。

② 持家の方は、申込みできません(同居しようとする親族(内縁の配偶者、婚約者、京都市パートナーシップ宣誓者を含む。)の持家や共有名義などの場合も同様です。)。ただし、令和6年11月29日までに、売却等により持家でなくなる方は、申し込むことができます。

→この場合、誓約欄(A票)に「令和6年11月29日までに申込世帯以外の者に所有者を変更する。」と記入しておいてください(所有権移転後の登記事項証明書の提出が必要になります。)

③ 現在、市営住宅にお住まいの方は、特別な事情がない限り、申込みできません。

キ 収入(所得)が定められた基準の範囲内であること。

注① 13ページ「㊦ 申し込む際の収入(所得)とは」及び19〜21ページ「㊦ 世帯の収入額の計算方法」を参照してください。

ク 申込者又は同居しようとする親族(内縁の配偶者、婚約者、京都市パートナーシップ宣誓者を含む。)に施設等に入所中又は入院中の方がおられる場合、令和6年11月29日までに退所・退院し、同時に入居できることが申込条件となります。

→この場合、誓約欄(A票)に「令和6年11月29日までに退所(退院)予定」と記入しておいてください。

(2) 単身者向け住宅

単身者向け住宅への申込みは、一般住宅の申込資格（イ本文及びイの注①・③～⑥を除く。）を備え、かつ、次のア～コのいずれかに該当することが条件です。

なお、単身者向け住宅の対象住宅については、25・26ページに指定する空き家住宅となります。

- ア 60歳以上の方（令和6年11月30日時点）
- イ 障害者（身体障害者手帳1～4級、精神障害者保健福祉手帳1～3級、療育手帳A・Bの交付を受けている方）
- ウ 戦傷病者（戦傷病者手帳の交付を受け、その障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症である方）
- エ 原子爆弾被爆者（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方）
- オ 生活保護受給者等（生活保護法に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている方）
- カ 海外からの引揚者（本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方）
- キ 平成8年3月31日までに国立ハンセン病療養所その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方
- ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定するDV被害者（一時保護又は保護が終了してから5年を経過していない方又は裁判所からの保護命令から5年を経過していない方）
- ケ 犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者等で同条第1項に規定する犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった方
- コ 結核により病院又は診療所に入院した期間が1年以上の結核患者で当該病院又は診療所を退院した日から起算して1年を経過していない方

注① 抽選で当選された方には、第2次審査の際、下表の単身申込資格を証明する書類を提出していただきます。

申込資格区分	単身申込資格を証明する書類
障 害 者	障害者手帳・保健福祉手帳・療育手帳、いずれかの写し（提示でも可）
戦 傷 病 者	戦傷病者手帳の写し（提示でも可）
原 子 爆 弾 被 爆 者	特別手当証明の写し（提示でも可）
生 活 保 護 受 給 者 等	生活保護法による保護受給証明書等
引 揚 者	永住帰国証明書又は自立支度金支給決定通知書の写し（提示でも可）
ハンセン病療養所入所者等	入所していたことを証明する療養所長の証明書
D V 被 害 者	法律に規定する被害者であることを証明する婦人相談所長の証明書又は裁判所の保護命令決定書の写し（提示でも可）
犯 罪 被 害 者	京都市犯罪被害者総合相談窓口が発行する確認票
結 核 療 養 者	結核により入院した期間等がわかる書類等

注② 現在、同居親族のある方は、特別な理由のない限り、単身で市営住宅に申し込むことはできません。

(3) 親子ペア住宅

親子ペア住宅への申込みは、子世帯とその親世帯又は孫世帯とその祖父母（直系2親等の尊属）世帯の2世帯で構成されており、それぞれについて（1）の力の注③を除く一般住宅の申込資格（単身世帯の場合は、単身者向け住宅の申込資格）を備え、かつ、2世帯がそろって入居できることが条件です。2世帯とも単身世帯での申込みはできません。

なお、親子ペア住宅の対象住宅については、26ページに指定する空き家住宅となります。

注① 親子ペア住宅については、応募の要件を満たしていれば、市営住宅にお住まいの方も御応募ができます。

② 親子ペア住宅については、入居後、親子ペア住宅の一方が転出などにより空き家になった場合、他方の住宅の入居者には、同一団地の他の同程度の市営住宅に移っていただくことが条件です。

なお、その際の転居にかかる費用は、入居者御本人の負担となります。

③ 毎年3月に子世帯とその親世帯又は孫世帯とその祖父母世帯のそれぞれについて、世帯全員の住民票を提出していただきます。

※ 親子ペア住宅に申し込まれる方は、申込回数の加算は行いませんので、前回までの抽選番号通知書（はがき）は、入れないでください。

（４）近居入居優先住宅（１世帯募集）

近居入居とは、親子などの親族が近くの公的賃貸住宅（市営住宅、府営住宅又はUR賃貸住宅）にそれぞれ居住することをいいます。現在離れて暮らす親族が、近くに住替えることで、家族間で子育てや家事、介護などを行い互いの暮らしを支え合うことができます。

申込みは、（１）の力の注③を除く一般住宅の申込資格を備え、かつ、応募する市営住宅と同じニュータウン又は学区（小学校区）内の公的賃貸住宅（市営住宅、府営住宅またはUR賃貸住宅）に、現に直系２親等内の親族が入居している又は入居する予定である世帯に限ります。対象の公的賃貸住宅については、京都市住宅供給公社業務課公募担当までお問い合わせください。

なお、近居入居優先住宅（１世帯募集）の対象住宅については、27ページに指定する空き家住宅となります。

注① 近居入居優先住宅については、応募の要件を満たしていれば、市営住宅にお住まいの方も御応募できます。

② 直系２親等内の親族とは、申込者又はその配偶者から見て、祖父母、父母、子、孫のことです。

③ 近居入居優先住宅に申し込まれる方は、近居親族情報欄（B票）に近居しようとする親族名等記入してください。

④ 現在近居入居又は同居をされている世帯は御応募できません。

※ 近居入居優先選考に申し込まれる方は、申込回数の加算は行いませんので、前回までの抽選番号通知書（はがき）は、入れないでください。

（５）多家族向け住宅

多家族向け住宅への申込みは、一般住宅の申込資格を備え、かつ、５人以上の世帯であることが条件です。

なお、多家族向け住宅の対象住宅については、27ページに指定する空き家住宅となります。

注① 多家族向け住宅については、入居後、世帯員の異動などにより多家族向け住宅の入居資格を満たさなくなった場合、同一団地の他の一般住宅に移っていただくことが条件です。

なお、その際の転居にかかる費用は、入居者御本人の負担となります。

② 毎年３月に世帯全員の住民票を提出していただきます。

※ 多家族向け住宅に申し込まれる方は、申込回数の加算は行いませんので、前回までの抽選番号通知書（はがき）は、入れないでください。

（６）特別空き家住宅

今回募集する特別空き家住宅は、前入居者の方が不幸にもお部屋の中でお亡くなりになりましたが（自然死のうち、周辺住民等により発見）、部屋自体に重大な損傷もなく、所定の整備後において何ら遜色なく使用することが可能な住宅です。

この住宅への申込みは、一般住宅の申込資格（単身申込者の場合は、単身者向け住宅の申込資格）を備え、特別空き家となった理由（上記に記載した内容）を十分に御理解いただいております方に限ります。

なお、入居時に特別空き家となった理由に起因する一切の異議を申し立てないことの誓約書を提出していただきます。

特別空き家住宅の対象住宅については、27・28ページに指定する空き家住宅となります。

※ 特別空き家住宅に申し込まれる方は、申込回数の加算は行いませんので、前回までの抽選番号通知書（はがき）は、入れないでください。

（７）子育て世帯優先住宅

子育て世帯優先住宅への申込みは、一般住宅の申込資格を備え、かつ、現に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども（中学修了前）を扶養している親子世帯又は、20歳未満の子どもを3人以上扶養している親子世帯であることが条件です。

子育て世帯優先住宅に申し込まれる方は、各区役所・支所の子どもはぐくみ室で受付を行うひとり親世帯優先選考並びにひとり親（施設入所者）優先選考と重複しての申込みはできません。

なお、子育て世帯優先住宅の対象住宅については、28・29ページに指定する空き家住宅となります。

※ 子育て世帯優先住宅に申し込まれる方は、申込回数の加算は行いませんので、前回までの抽選番号通知書（はがき）は、入れないでください。

Ⅱ 多回数落選者優先選考

多回数落選者優先選考の一般住宅に申込みのできる方は、前回の公募までで、一般住宅に11回以上落選されており、かつ、3ページに記載の一般住宅の申込資格を有する方です。

また、同じく単身者向け住宅に申込みのできる方は、前回の公募までで、単身者向け住宅に9回以上落選されており、かつ、4ページに記載の単身者向け住宅の申込資格を有する方です。

落選回数については、前回までの抽選番号通知書（はがき）等で確認しますので、忘れずに同封してください（同封されていないと無資格となります。）。

なお、多回数落選者優先選考の対象住宅については、30ページに指定する空き家住宅となります。

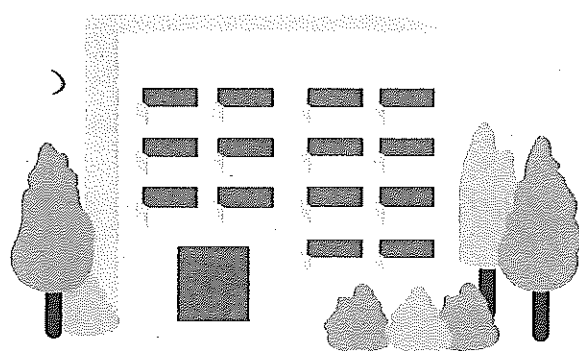
※ 多回数落選者優先選考に申し込まれる方は、申込回数の加算は行いません。

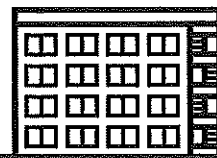
Ⅲ 「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者優先選考

東日本大震災で被災され、京都市内に避難している方を対象とした募集です。対象世帯及び申込資格等については、31・32ページを御確認ください。御不明な点は、京都市被災者向け住宅情報センター（電話223-0750）までお問い合わせください。

なお、「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者優先選考の対象住宅については、32ページに指定する空き家住宅となります。

※ 「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者優先選考に申し込まれる方は、申込回数の加算は行いませんので、前回までの抽選番号通知書（はがき）は、入れないでください。





4 申込みに当たっての注意

(1) 次のような場合は、市営住宅の入居申込みをされても、第1次審査で無資格と判定されます。

- ア 本市の区域外に住所を有し、かつ、本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務していないとき。
- イ 民法上の成人に達しない方（令和6年11月30日現在、満18歳未満の方）が申し込んだとき。
- ウ 1世帯で2通以上申し込んだとき（申込みは、1世帯につき、1申込区分に限ります。ただし、親子ペア住宅・多家族向け住宅・特別空き家住宅・子育て世帯優先住宅・多回数落選者優先選考・「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者優先選考（単身者を除く）にお申し込みの方は、一般選考の一般住宅にも申し込むことができます。近居入居優先住宅に申し込まれる方は、同じニュータウン又は学区（小学校区）内の一般選考の一般住宅にも同時に申し込むことができます。また、特別空き家住宅（単身者向け）・多回数落選者優先選考（単身者向け）・「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者優先選考（単身者に限る）にお申し込みの方は一般選考の単身者向け住宅にも申し込むことができます。
同居人を申込者に変えて重複して申し込んだ場合や不自然に世帯を分離して両方でそれぞれに申し込んだ場合などは、すべて無資格と判定されます。
また、1人が2世帯以上の世帯構成員となる申込みもすべて無資格と判定されます。
- エ 申込書の記載内容に不備があるとき。
- オ 単身で一般住宅に申し込んだとき。ただし、「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者優先選考の場合を除く。
- カ その他、申込資格を欠くとき。

(2) 次のような場合は、失格となります。

- ア 資格審査において、申込資格のあることを証明できないとき。
- イ 事実と違うことを書いて申し込んだとき。
- ウ 住民票、課税証明書など、審査に必要な書類を提出されないとき。

(3) 次のような場合は、審査に合格されても、入居の承認を取り消します。

- ア 入居までの間に、申込資格のうち一つでも欠けたとき。
- イ 指定した期間内に敷金を納められなかったり、入居のために必要な手続きをしないとき。
- ウ 指定した期間内に申込書に記載された申込世帯全員が入居できないとき。
- エ 婚約者と申込みをし、令和6年11月29日までに婚姻届受理証明書又は婚姻の事実が確認できる戸籍謄本を提出せず、同時に入居できないとき又は婚約者が替わったとき。
- オ 申込者及び現に同居し又は同居しようとする親族（内縁の配偶者、婚約者、京都市パートナーシップ宣誓者を含む。）が暴力団員であると判明したとき。
なお、暴力団員でないことを確認するため、警察に問合せをすることがありますので、御了承ください。
- カ その他、不正の行為によって入居しようとしたとき。

市営住宅は中古住宅です

募集住宅については、以前に他の人が入居していた住宅であり、京都市の基準に基づいて、玄関鍵の取替、最小限のクリーニング、電気・ガス・水道関連設備の点検のほか、破損の著しいものに限り修繕しています。このため、壁、天井、床の日焼け、家具などの置き跡、色あせ・染み、畳やふすまの色違い、浴室、浴槽、洗面台についても変色・染みなどがありますので、御了承ください。また、壁の汚れについては、色合わせのための全面張替えではなく、汚れのある1面のみの張替えに留めていることもありますので、重ねて御了承ください。

他の入居者に迷惑を及ぼすおそれがあるため、市営住宅内で犬、猫などの動物の飼育はおことわりしています。

火事・水害などで住居を失い、り災証明書（り災から3か月以内に限ります。）の出ている世帯の方については、別途、御相談ください。

5 申込書の記入例

○A票については、この記入例を参考に記入してください。

また、C・D・E票（住所・氏名記入欄）も必ず記入してください。申込みに不備があった場合はお問合わせしますので、連絡のとれる電話番号を必ず記入してください。

13ページの「裁量階層世帯とは」を参考に、「する」「しない」のいずれかに「○」をする。

A票	受付年月日	受付番号	抽選番号	申込回数

令和6年9月京都市市営住宅入居申込書

(あて先) 京都市住宅供給公社 理事長

私は、京都市市営住宅条例に基づき市営住宅に入居したく申し込みます。私及び同居しようとする親族は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第9号に定める暴力団員ではなく、また、申込書の記載内容が事実と相違したとき又は入居資格があることが証明できないときは、京都市市営住宅条例の定めるところにより、市営住宅の入居を断られても異議なく従います。

◎赤色太線枠内のみ記入してください。 ◎申込受付後の変更はできません。

申込区分

番号で1つ記入してください。
申込区分記入例は公募案内P9参照

どちらかに○印をしてください。
裁量階層世帯に該当する・しない

申し込まれる団地の申込区分を記入(22～32ページを参照)

申込者の氏名・フリガナ・郵便番号・現住所・日中連絡のつきやすい電話番号を記入

申込者に勤務先がある場合は、名称・所在地・採用年月日・電話番号を記入(事業者の方も記入してください。)

申込者・同居しようとする親族の氏名・フリガナ・申込者との続柄・生年月日・年齢・性別を記入(同居者が6人以上で同居しようとする親族欄に書ききれない場合は、お問い合わせください。)

申込日現在、申込者と同居中の方は「同居」に、別居中の方は「別居」に「○」をする。

職業の有無について、いずれかに「○」をする。

現在、所得税法上扶養しているが、市営住宅に入居しない方がいる場合はその方について記入

フリガナ	氏名	生年月日	年齢	性別	職業	同居区分	備考
キョウト タロウ	京都 太郎	大(昭)平・令 年 月 日 50 7 5	49 歳	男	有	同居	老人・特扶 障害・特障 ひとり親 寡婦
(キョウト ハナコ)	京都 花子	大(昭)平・令 年 月 日 52 8 1	47 歳	女	同居	同居	老人・特扶 障害・特障 ひとり親 寡婦
(キョウト イチロウ)	京都 一郎	大(昭)平・令 年 月 日 15 7 7	21 歳	男	同居	同居	老人・特扶 障害・特障 ひとり親 寡婦
(オオサカ カオル)	大坂 香	大(昭)平・令 年 月 日 29 11 9	69 歳	女	同居	同居	老人・特扶 障害・特障 ひとり親 寡婦
		大(昭)平・令 年 月 日		男	同居	同居	老人・特扶 障害・特障 ひとり親 寡婦

入居はしないが、所得税法上、現在扶養している親族(控除対象者の控除区分を()内に記入して下さい。)

氏名	(控除区分)	続柄	生年月日	現住所
	()			
	()			

45歳以下新婚
裁量階層世帯
に該当する方
(公募案内
13ページ参照)

該当する□内に✓印をつけ、婚姻日等記入してください。

□① 配偶者と、令和5年9月1日以降申込日までに婚姻された方 婚姻日 年 月 日

□② 令和5年9月1日以降申込日までに内縁(公募3ページ「③申込資格」(1)イ注③参照)の
申出を受理された方 内縁申出日 年 月 日

□③ 婚約者と、入居日までに婚姻される方 婚姻予定日 年 月 日

整理番号	分位	1・2・3・4	市営住宅	棟	指定日	年 月 日
		裁量1・裁量2				

45歳以下の方で、
①・②・③に該当する方
のみ記入してください。

□令和6年11月30日までに退職予定の方は、「〇年〇月〇日退職予定」と記入

□障害手帳の交付を受けている方は、
「〇〇手帳〇級」と記入 など

21ページを参照のうえ、該当する控除区分に「○」をする。
 (「同居親族控除・扶養親族控除」の記入は省いています。)

※ 誓約の内容については、公募案内3ページをご確認ください。

誓約欄

氏 名	給 料	事 業	年 金
01 申 込 者 本 人	年収 月収 円	年額 月額 円	年収 2 か月 円
02	(年 月採用) 年収 月収 円	(年 月開始) 年額 月額 円	年収 2 か月 円
03	(年 月採用) 年収 月収 円	(年 月開始) 年額 月額 円	年収 2 か月 円
04	(年 月採用) 年収 月収 円	(年 月開始) 年額 月額 円	年収 2 か月 円
05	(年 月採用) 年収 月収 円	(年 月開始) 年額 月額 円	年収 2 か月 円

* * * * * 公 社 記 入 欄 【これより下、記入しないでください】 * * * * *

$$\frac{\text{世帯の年間所得金額 (円)} - \text{控除額合計金額 (円)}}{12} = \text{世帯の収入額 (円)}$$

$$\frac{\text{世帯の年間所得金額 (円)} \rightarrow \text{控除額合計金額 (円)}}{12} = \text{世帯の収入額 (円)}$$

2 次審査					収入算定 (記入しないでください。)							1. 身障 2. 精障 3. 据育 4. 戦傷 5. 原爆 6. 引揚 7. ハンセン 8. 高齢 9. 新婦 10. 子育て 11. 多子
住民票		戸籍印(併)本 (外国籍)	受理証明	在留カード等	員番	収入の 種 別	年間収入金額	年間所得金額	控除区分	手帳	控除金額	
はがき ○	住宅状況	賃貸証明	登記事項	生活保護								
課税証明	給与証明	貸金台帳	確定申告	事業報告帳簿								
		年金	退職証明									
障害手帳	同・別居誓約	緊急連絡先	入居誓約書									
							所得合計		同居者 389,000 ×		控除後の金額	
										控除額合計		

申込者の現住所の住宅について、該当する番号に「○」をする。
 (「9.その他」の方は具体的に記入して下さい。持家の方は誓約欄(A票)に「令和6年11月29日までに申込世帯以外の者に所有者を変更する。」と記入して下さい。)

申込者と現在別居中の方がいる場合は、その方の住宅の種類について該当する番号に「○」をし、右の欄に住所を記入

近居入居優先住宅に申込みの方は記入して下さい。

市営住宅に居住したことがない場合、記入の必要はありません。

B票 ◎太線枠内を必ず記入してください。

住宅の種類について、該当する項目に○印をつけてください。	
申込者の住宅	1. 賃貸マンション・アパート 2. 借家 3. 寮・社宅 4. 申込世帯以外の賃貸住宅に同居 5. 申込世帯以外の持家に同居 6. 市営住宅 7. 府営住宅 8. UR賃貸住宅(旧公団) 9. その他(具体的に:)
現在別居中であるが市営住宅に同居しようとしている親族の住宅	1. 賃貸マンション・アパート 2. 借家 3. 寮・社宅 4. 申込世帯以外の賃貸住宅に同居 5. 申込世帯以外の持家に同居 6. 市営住宅 7. 府営住宅 8. UR賃貸住宅(旧公団) 9. その他(具体的に:)
住宅困窮理由 該当する項目に○印をつけてください。	1. 保安上危険な状態にある建物に居住している。 2. 住宅が狭い。(一人当たりの居住面積が4.5畳以下) 3. 住宅が狭い。(同居を必然とする親族と別居中) 4. 月収の25%以上が家賃 5. 婚約中であるが、住宅がない。 6. 他の世帯との同居により、生活上苦痛である。 7. 家主等から、明渡しを求められている。 8. 2時間以上の遠距離通勤をしている。 9. その他(具体的に書いてください。)
近居親族情報	近居入居優先住宅(1世帯募集)に申し込まれる方は、近居(近くに居住)しようとする親族の氏名、続柄、入居の住宅について記入してください。 親族名 _____ 続柄 _____ 入居の住宅 市営・府営・UR _____ 団地 _____ 棟 _____ 号 _____
過去、本市の市営住宅に居住したことがある方のみ記入してください。(申込者、同居しようとする親族を含む)	
市営住宅名称	市営住宅 _____ 棟 _____ 号 _____

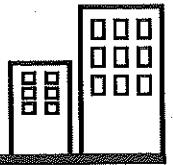
申込書の記入が終わりましたら、次の項目をもう一度、見直してください。

- ☐ 前回までの抽選番号通知書等(はがき)を同封しましたか。(今回はじめてお申込みされる方には、はがきはありません。)
- ☐ 住所・氏名はA・C・D・E票(4か所)とも記入しましたか。
- ☐ D票に返信用切手(85円切手)を貼りましたか。
- ☐ 「申込区分」欄に申込区分の記号と数字を記入しましたか。
- ☐ 「入居申込者」欄に氏名・現住所・勤務先・生年月日・年齢・性別・職業の有無を記入しましたか。
- ☐ 「同居しようとする親族」欄に、同居予定親族全員の氏名・続柄・生年月日・年齢・性別・同居又は別居・職業の有無を記入しましたか。(同居者が6人以上で同居しようとする親族欄に書ききれない場合は、お問合せください。)
- ☐ 入居はしないが、現在扶養している親族がおられる方は、「入居はしないが、所得税法上、現在扶養している親族」欄に記入しましたか。
- ☐ 控除のある方は、控除区分の該当する欄に○印をつけましたか。
- ☐ 45歳以下新婚裁量階層世帯(公募案内13ページ参照)に該当する方は、「45歳以下新婚裁量階層世帯に該当する方」欄に婚姻日等記入しましたか。
- ☐ 世帯員の収入を記入しましたか。
- ☐ 「住宅の種類」、「住宅困窮理由」欄ともに、いずれかの項目に○印をしましたか。
- ☐ 近居入居優先住宅(1世帯募集)に申し込まれる方は、「近居親族情報」欄に親族名等記入しましたか。
- ☐ 多回数落選優先者 申込区分「い」に申し込まれる方は、11回以上落選された事の分かるはがきを同封しましたか。申込区分「う」に申し込まれる方は9回以上落選された事が分かるはがきを同封しましたか。
- ☐ 単身で申し込まれる方は、F票「自活状況申立書」を記入しましたか。
- ☐ 「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者優先選考に申し込まれる方は、A票に避難元住所を記入し、居住実績証明書を添付しましたか。

※ 申込書に不備や記入漏れがある場合、まずは電話で連絡させていただきますので、日中連絡のつきやすい電話番号を必ず記入してください。

なお、不備内容によっては、文書を送付し、訂正した上で返送いただくことがあります。

※ 同封された書類等は返却できませんので、予めご了承ください。



○F票（自活状況申立書）は、単身で申し込まれる方のみ、この記入例を参考に記入してください。

F票 ※単身で申し込まれる方は赤線枠内を必ず記入してください。

資 格（該当する番号を○でかこんでください。）		
単身者向け住宅		
① 高齢者（60歳以上）	5 生活保護受給者等	9 犯罪被害者
2 障害者（身体・精神・知的）	6 引揚者	10 結核療養者
3 戦傷病者	7 ハンセン病療養所入所者等	11 「子ども・被災者支援法」に 基づく支援対象避難者
4 原子爆弾被爆者	8 DV被害者	

自活状況申立書

1 現在の生活状況

(1) 同居している人は（該当する番号を○でかこんでください。）

① ない ② ある（同居者の氏名・続柄を以下の表に記入してください。）

氏名（ ）	続柄（ ）	氏名（ ）	続柄（ ）
氏名（ ）	続柄（ ）	氏名（ ）	続柄（ ）

(2) 今住んでいる住宅の階層は（該当する番号を○でかこんでください。）

① 平家 ・ 1階 ② 2階 ③ 3階以上

(3) 障害について（該当するものを○でかこんでください。）

① 有る 障害の程度（身体・精神・知的（ 2 ）級） 障害の内容（ △△△△△△ ） ② ない

(4) 介護保険法による市町村の認定について（該当するものを○でかこんでください。）

① 受けている 認定の内容 → 要支援（ 1 ） 2・3・4・5 ② 受けていない

(5) 生活について（該当する番号を○でかこんでください。）

買物等外出する用事は	① 1人でしている	②（ △△△△ ）に頼んでいる
身の回りのことについて	① 1人でしている	②（ ）に頼んでいる

2 市営住宅に入居した場合の生活状況

(1) 日常生活状況について（できる、できないのどちらかの欄に○をつけてください。）

区 分	できる	できない	介助の有無
① 炊事は自分でできますか	○		有 ・ 無
② 買い物は自分でできますか		○	① 有 ・ 無
③ 食事は自分でできますか	○		有 ・ 無
④ 排便は普通の便所で1人でできますか	○		有 ・ 無
⑤ 入浴は自分でできますか	○		有 ・ 無
⑥ 掃除、洗濯は自分でできますか		○	① 有 ・ 無
⑦ 住居の出入は自分でできますか	○		有 ・ 無
⑧ 相談者、見守り者がなくても自分で生活できますか		○	① 有 ・ 無

(2) (1)で「できない」項目を、介助してくれる人（ヘルパー、親族等）について、お尋ねします。

介 助 者 氏 名 又 は 名 称	中 京 花 子	△△包括支援センター
住所又は所在及び連絡先	△△区△△△町1-1	△△区△△△△町5-3
介助の項目を○でかこんでください。 その他があれば記入してください。	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ その他（ ）	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ その他（ ）

(3) 通所（デイサービス、デイケア等）・通院（自立支援医療等）の利用があれば、書いてください。

事業所名（ △△△△デイサービス ）	連絡先（ 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 ）
病 院 名（ ）	連絡先（ ）

以上の申立てのとおり相違ありません。
また、入居資格審査に際し、貴公社が関係行政機関へ情報提供することや情報収集することに同意します。

令和 ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日 氏 名 中 京 都

「ある」に該当する方は、
障害の程度等記入してく
ださい。

できない場合は、介助の
有無及び(2)を記入してく
ださい。

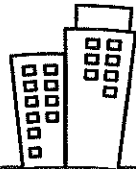
(2)(3)については、現在の
状況を記入してください。

(1)のできない項目につい
て記入してください。

身体の場合、記入して
ください。

必ず記入してください。

⑥ 申し込む際の収入（所得）とは



市営住宅への申込みには、あなたの「世帯の収入額」が、定められた基準内にあることが必要です。「世帯の収入額」とは、申込者及び同居しようとする親族（内縁の配偶者、婚約者、京都市パートナーシップ宣誓者を含む。）全員の年間所得金額（所得税法によって算出した所得額）の合計額から公営住宅法に規定する控除額を差し引いて12で割った額をいいます。

次の（１）、（２）により、あなたの世帯の現在の収入（所得）を確認し、14～18ページ「⑦ 収入金額の記入例」及び19～21ページ「⑧ 世帯の収入額の計算方法」により計算してください。

「世帯の収入額」が、15万8千円以下であれば、申し込むことができます。ただし、高齢者世帯等の「裁量階層世帯」に該当する世帯（→下の説明をお読みください。）については、入居できる「世帯の収入額」の上限が21万4千円まで引き上げられます。（一部の団地を除く。）

（１）収入計算の対象となる所得（所得税法上、課税の対象となるもの）

給 与 所 得	給与、俸給、賃金、賞与など（残業手当、家族手当、皆勤手当などを含む。）の支給された金額。ただし、通勤手当などの非課税所得を除く。
年 金 所 得	厚生年金、共済年金、国民年金などの課税対象となる年金、恩給の支給された金額（証書の年金額に当たるもの）。ただし、障害年金、遺族年金などの非課税所得を除く。
そ の 他 の 所 得 （事業、雑所得など）	事業所得（新型コロナウイルス感染症関連の事業者向け各種給付金、保険の外交などを含む。）、配当所得、利子所得などの所得（収入から必要経費を差し引いたもの）、個人（企業）年金の給付金など

（２）収入計算の対象とならない所得

- ア 遺族年金、障害年金、傷病恩給、通勤手当のうち一定の額、学資金、法定扶養料（仕送りなど）、損害保険金、損害賠償金、雇用保険金、労働災害保険金、生活保護の各扶助料など課税の対象とならない所得です。また、課税の対象となる所得であっても、退職所得、譲渡所得、一時所得、その他の所得のうち一時的なものは収入計算の対象となりません。
- イ 申込みの際に、所得があっても、令和6年11月30日までに退職予定の場合、その所得は無しと判定します。→この場合、申込書A票月額収入欄に「〇年〇月〇日退職予定」と記入してください。

裁量階層世帯とは

裁量階層世帯に該当する方については、入居できる収入の上限が引き上げられます。

裁量階層世帯とは、次の（ア）、（イ）、（ウ）のいずれかに該当する世帯です。

なお、（ア）、（ウ）の各号に該当する場合は、申込書に記入された該当者の備考欄に該当する内容を記入してください。

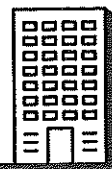
（ア）申込者又は同居者が次のいずれかに該当する世帯

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている方（障害の程度が1級から4級までであること。）
- ② 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（障害の程度が1級又は2級であること。）
- ③ 療育手帳の交付を受けている方（障害の程度がA判定であること。）
- ④ 戦傷病者手帳の交付を受けている方（障害の程度が特別項症から第6項症まで又は第1款症であること。）
- ⑤ 厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者
- ⑥ 海外からの引揚者（引き揚げた日から5年を経過していないこと。）
- ⑦ 平成8年3月31日までに国立ハンセン病療養所その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方
- ⑧ 中学修了前の方
- ⑨ 同居者に20歳未満の方が3人以上

（イ）申込者が60歳以上の方。同居者のある場合は、そのいずれもが60歳以上又は20歳未満の方である世帯

（ウ）申込者及び配偶者（内縁の配偶者及び婚約者を含む。）のいずれもが申込日現在45歳以下で、かつ、次のいずれかに該当する世帯（以下、「45歳以下新婚裁量階層世帯」という。）

- ① 配偶者と、令和5年9月1日以降申込日までに婚姻された方
- ② 令和5年9月1日以降申込日までに内縁の申出を受理された方
- ③ 婚約者と、入居日までに婚姻される方



7 収入金額の記入例

区分番号1～10のいずれに該当するか判断し、次項を参考に、申込書A票にそれぞれの金額を記入してください。

また、区分番号10に該当する方は、申込書A票の備考欄に以下のとおり記入してください。

区分		申込書A票に記入する内容
1	給与の方	現在の勤務先に、令和5年1月1日以前に就職し、入居まで勤務するとき。
2	給与の方	現在の勤務先に、令和5年1月2日以降に就職し、入居まで勤務するとき。
3	年金の方	令和5年1月1日以前から受けているとき。
4	年金の方	令和5年1月2日以降に受け始めたとき。
5	年金の方	令和6年11月30日までに受給予定のとき。
6	事業(自営業)の方	令和5年1月1日以前から入居まで同じ事業を継続するとき。
7	事業(自営業)の方	令和5年1月2日以降に事業を始め、入居まで継続するとき。
8		現在の勤務先に就職してから、まだ1か月分の給与を支給されていない方又は、令和6年11月30日までに就職予定の方
9		現在無職で令和5年1月1日以降に退職(廃業)された方又は、令和6年11月30日までに退職(廃業)予定の方
		該当欄(給料・事業)に「〇年〇月〇日退職(廃業)」と記入
区分		備考欄に記入する内容
10	生活保護を受給されている方	「生活保護受給中」と記入

申込書収入給料欄の年収を○で囲み、令和5年分給与所得の源泉徴収票「支払金額」と同じ額を記入する。
同居者の場合は必ず採用年月日を記入する。

令和 5 年分 給与所得の源泉徴収票

氏 名	給 料	事 業	年 金
01 申 込 者 本 人	年収 月収 2,615,043円	年額 月額 円	年収 2 か月 円
02	(年 月採用) 年収 月収 円	(年 月開始) 年額 月額 円	年収 2 か月 円
03	(年 月採用) 年収 月収 円	(年 月開始) 年額 月額 円	年収 2 か月 円
04	(年 月採用) 年収 月収 円	(年 月開始) 年額 月額 円	年収 2 か月 円
05	(年 月採用) 年収 月収 円	(年 月開始) 年額 月額 円	年収 2 か月 円

例2 14ページの区分2・8に該当する場合

申込書収入給料欄の月収を○で囲み、賞与を含む平均月収又は推定月収を記入する。
同居者の場合は必ず採用月を記入する。

氏 名	給 料	事 業	年 金
01 申 込 者 本 人	年収 月収 円	年額 月額 円	年収 2 か月 円
02 花 子	(R 5 年 1 0 月採用) 年収 月収 ○○○,○○○ 円	(年 月開始) 年額 月額 円	年収 2 か月 円
03	(年 月採用) 年収 月収 円	(年 月開始) 年額 月額 円	年収 2 か月 円
04	(年 月採用) 年収 月収 円	(年 月開始) 年額 月額 円	年収 2 か月 円
05	(年 月採用) 年収 月収 円	(年 月開始) 年額 月額 円	年収 2 か月 円

例3 14ページの区分3に該当する場合

申込書収入年金欄の年収を○で囲み、令和5年分公的年金等の源泉徴収票「支払金額」と同じ額を記入する。

令和5年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者 (フリガナ) 氏名	住所又は 居所 (フリガナ) 氏名	生年月日	年金の種別 老齢基礎・厚生
区分	支払金額	源泉徴収税額	
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	2,609,078 円	円	
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分	円	円	
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分	円	円	
所得税法第203条の3第7号適用分	円	円	
本人 特別障害者 その他の障害者 ひとり親 寡婦	源泉徴収対象配偶者の 有無等 一般 老人	控除対象扶養親族の数 特定 老人 その他	16歳未満の 扶養親族の数 特別 その他
源泉徴収対象 配偶者 (フリガナ) 氏名	区分	(概要) 【社会保険料の内訳】	
控除対象 扶養親族 (フリガナ) 氏名	区分	介護保険料額	
16歳未満の 扶養親族 (フリガナ) 氏名	区分	後期高齢者医療保険料額	
支払者 法人番号 6000012070001 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 官署支出官 厚生労働省年金局 事業企画課			

氏 名	給 料	事 業	年 金
01 申込者本人	年収 月収 円	年額 月額 円	年収 2か月 2,609,078 円
02	(年 月採用) 年収 月収 円	(年 月開始) 年額 月額 円	年収 2か月 円
03	(年 月採用) 年収 月収 円	(年 月開始) 年額 月額 円	年収 2か月 円
04	(年 月採用) 年収 月収 円	(年 月開始) 年額 月額 円	年収 2か月 円
05	(年 月採用) 年収 月収 円	(年 月開始) 年額 月額 円	年収 2か月 円

例4 14ページの区分4・5に該当する場合

源泉徴収票がない方は、申込書収入年金欄の2か月を○で囲み、お手元に届いた年金振込通知書又は裁定通知書「年金支払額」を記入する。

氏 名	給 料	事 業	年 金
01 申込者本人	年収 月収 円	年額 月額 円	年収 2か月 〇〇〇,〇〇〇 円
02	(年 月採用) 年収 月収 円	(年 月開始) 年額 月額 円	年収 2か月 円
03	(年 月採用) 年収 月収 円	(年 月開始) 年額 月額 円	年収 2か月 円
04	(年 月採用) 年収 月収 円	(年 月開始) 年額 月額 円	年収 2か月 円
05	(年 月採用) 年収 月収 円	(年 月開始) 年額 月額 円	年収 2か月 円

申込書収入事業欄の年額を○で囲み、令和5年分確定申告書の「所得金額等合計(⑫)」と同じ額を記入する。
同居者の場合は必ず事業の開始年月日を記入する。

税務署長
令和 年 月 日

令和 05 年分の所得税及び復興特別所得税の

申告書

FA2203

納税地	(個人番号) (マイナンバー)	生年月日	
現在の住所又は居所等	フリガナ	氏名	
令和5年10月1日の住所	職業	電話番号	世帯主の氏名
	世帯主との関係	電話番号	自宅・勤務先・携帯

種類	所得の表示	控除の表示	所得金額	税額	還付金	合計
事業所得等	①	②	0.00			
業所得等	③	④				
不動産所得	⑤	⑥				
給与所得	⑦	⑧				
公的年金等	⑨	⑩				
雑所得	⑪	⑫				
総合課税	⑬	⑭				
事業所得等	⑮	⑯				
業所得等	⑰	⑱				
不動産所得	⑲	⑳				
利子所得	㉑	㉒				
配当所得	㉓	㉔				
給与所得	㉕	㉖				
公的年金等	㉗	㉘				
雑所得	㉙	㉚				
その他	㉛	㉜				
①から㉛までの計	㉝	㉞				
総合課税・一時所得(㉟)の合計	㉟	㊱				
①から㉛までの計+㉟	㊲	㊳	2000000			
社会保険料控除	㊴	㊵				
小規模企業共済等掛金控除	㊶	㊷				
生命保険料控除	㊸	㊹				

課税される所得金額(①-②)又は所得金額(⑤-⑥)又は所得金額(⑨-⑩)又は所得金額(⑬-⑭)又は所得金額(⑮-⑯)又は所得金額(⑰-⑱)又は所得金額(⑲-⑳)又は所得金額(㉑-㉒)又は所得金額(㉓-㉔)又は所得金額(㉕-㉖)又は所得金額(㉗-㉘)又は所得金額(㉙-㉚)又は所得金額(㉛-㉜)又は所得金額(㉝-㉞)又は所得金額(㉟-㊱)又は所得金額(㊲-㊳)	0.00
配当控除(㉓-㉔)	
給与所得控除等(㉕-㉖)	
社会保険料控除等(㊴-㊵)	
住宅ローン控除(㊶-㊷)	
災害減免額(㊸-㊹)	
所得控除(㊺-㊻)	
復興特別所得税(㊼-㊽)	
所得税(㊾-㊿)	
外税(㊿-㊿)	
源泉徴収税額(㊿-㊿)	
申告納税額(㊿-㊿)	
予定納税額(第1期分・第2期分)	
第3期分の税額(㊿-㊿)	0.00
修正前の第3期分の税額(㊿-㊿)	
第3期分の税額の増加額	
公的年金等以外の合計所得金額	0.00
配偶者の合計所得金額	
未成年者の合計所得金額	
青色申告特別控除	
所得・一時所得等の合計税額	
未納の源泉徴収税	

氏 名	給 料	事 業	年 金
01 申 込 者 本 人	年収 月収 円	年額 月額 2,000,000 円	年収 2 か月 円
02	(年 月採用) 年収 月収 円	(年 月開始) 年額 月額 円	年収 2 か月 円
03	(年 月採用) 年収 月収 円	(年 月開始) 年額 月額 円	年収 2 か月 円

例 6 14ページの区分7に該当する場合

申込書収入事業欄の月額を○で囲み、月額所得の平均額を記入する。
同居者の場合は必ず事業の開始年月日を記入する。

氏 名	給 料	事 業	年 金
01 申 込 者 本 人	年収 月収 円	年額 月額 ○○○,○○○円	年収 2 か月 円
02	(年 月採用) 年収 月収 円	(年 月開始) 年額 月額 円	年収 2 か月 円
03	(年 月採用) 年収 月収 円	(年 月開始) 年額 月額 円	年収 2 か月 円

8 世帯の収入額の計算方法

①～④の順に、計算し、世帯の収入額の参考にしてください。

- ① 年間支給金額又は年間所得金額を次の表により確認してください。
あなたの勤務、事業等の状態が次の表の区分番号1～7のいずれに該当するのか判断し、
該当する年間支給金額又は年間所得金額を確認してから、順序に従い、計算してください。

		・現在の勤務先に就職された時期 ・年金を受け始められた時期 ・仕事を始められた時期	算定期間及び計算方法
給 与 の 方	1	現在の勤務先に、令和5年1月1日以前に就職し、入居まで勤務するとき。	令和5年1月1日から令和5年12月31日までの年間支給金額
	2	現在の勤務先に、令和5年1月2日以降に就職し、入居まで勤務するとき。	平均月収×12+賞与
	3	現在の勤務先に就職してからまだ1か月分の給与を支給されていない、又は令和6年11月30日までに就職予定で、入居まで継続して勤務するとき。	契約月収額×12で算出される推定年間給与支給金額。 ※1
	4	現在は給与を支給されているが、令和6年11月30日までに退職するとき。	収入算定の対象とはなりません。

計算した年間給与支給金額を、右の表1にあてはめて、所得金額を計算してください。

※1
この場合、1か月未満の月の収入及び月数は、除いて算出してください。
また、第2次審査では、令和6年11月30日までの状況で、再度計算をします。期間内に賞与などが支給される場合は、それを含めて計算してください。

年 金 の 方	5	課税対象となる国民年金、厚生年金、共済年金、恩給などを受けているとき。	(令和5年1月1日以前から受けているとき) →令和5年1月1日から 令和5年12月31日までの年金額 (令和5年1月2日以降に受け始めたとき) →2か月に1度の支給金額×6
------------------	---	-------------------------------------	--

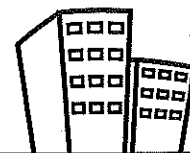
計算した年間年金支給金額を、右の表2にあてはめて、所得金額を計算してください。

(注) 遺族年金・障害年金等課税の対象とならないものは、計算の対象になりません。

事 業 の 方	6	令和5年1月1日以前から入居まで同じ事業を継続するとき。	令和5年1月1日から令和5年12月31日までの年間所得金額
	7	令和5年1月2日以降に事業を始め、入居まで継続するとき。	事業を始めた月の翌月から 令和6年11月30日までの総売上 －必要経費 ×12 上記期間の月数

(注) 給与収入・事業収入の方で、休職・休業等により一時的に所得に変動のあった場合は、次の式で計算してください。

給与支給額・総所得(他の月と比べて所得に変動のあった月の分は除く。)-賞与
勤務・営業した月数(他の月と比べて所得に変動のあった月数分は除く。) ×12+賞与



2 年間支給金額から年間所得金額を計算します。

表1

年間給与支給金額	年間所得金額の計算式
0円 ～ 650,999円	所得金額は 0円
651,000円 ～1,618,999円	年間給与支給金額 - 650,000円
1,619,000円 ～1,619,999円	所得金額は 969,000円
1,620,000円 ～1,621,999円	所得金額は 970,000円
1,622,000円 ～1,623,999円	所得金額は 972,000円
1,624,000円 ～1,627,999円	所得金額は 974,000円
1,628,000円 ～1,799,999円	端数整理後の年間給与支給金額×0.6 ※2
1,800,000円 ～3,599,999円	端数整理後の年間給与支給金額 ※2 × 0.7 - 180,000円
3,600,000円 ～6,599,999円	端数整理後の年間給与支給金額 ※2 × 0.8 - 540,000円
6,600,000円 ※3 ～9,999,999円	年間給与支給金額 × 0.9 - 1,200,000円

※2 端数整理の方法

年間給与支給金額が1,628,000円以上6,599,999円以下のときは、これを4,000で割り、得た数の小数点以下を切り捨て、再度4,000を掛ける。

※3 □の区分番号2～4のいずれかに該当し、年間給与支給金額が8,500,000円以上の方は、別途お問い合わせください。

表2

年齢	年間年金支給金額(A)	年間所得金額の計算式
以昭和 65に34 歳生年 以上12 月た1 人日	0円 ～1,200,000円	所得金額は 0円
	1,200,001円 ～3,299,999円	(A) - 120万円
	3,300,000円 ～4,099,999円	(A) × 0.75 - 37万5千円
	4,100,000円 ～7,699,999円	(A) × 0.85 - 78万5千円
	7,700,000円以上	(A) × 0.95 - 155万5千円
以昭和 65に34 歳生年 以上2 人日	0円 ～700,000円	所得金額は 0円
	700,001円 ～1,299,999円	(A) - 70万円
	1,300,000円 ～4,099,999円	(A) × 0.75 - 37万5千円
	4,100,000円 ～7,699,999円	(A) × 0.85 - 78万5千円
	7,700,000円以上	(A) × 0.95 - 155万5千円

3 世帯の状態に合わせて、所得金額から差引くための控除金額を計算してください(21ページの表4を参照し、該当するものを計算してください。)

表3

1	同居親族控除 扶養親族控除 38万円× 人= 円
2	老人同一生計配偶者控除 老人扶養親族控除 10万円× 人= 円
3	特定扶養親族控除 25万円× 人= 円
4	障害者控除 27万円× 人= 円
5	特別障害者控除 40万円× 人= 円
6	ひとり親控除 35万円× 人= 円 ただし、該当する人の所得が35万円 未満のときはその所得金額
7	寡婦控除 27万円× 人= 円 ただし、該当する人の所得が27万円 未満のときはその所得金額
控除額合計 円	

(注) 市営住宅に入居はしないが、所得税法上、現在扶養している親族がおられる方は、人数分を含んで計算してください。

世帯の収入額が、次の基準以下であれば申し込むことができます。

一般世帯	158,000円以下
裁量階層世帯	214,000円以下
裁量階層世帯の説明は、公募案内13ページを御覧ください。	

4 収入額の計算方法

本人の年間所得金額	家族の年間所得金額	控除額合計金額	世帯の収入額
円 +	円	円	円
			÷12=

- 1人に2種類以上の所得(給与と年金など)があれば、1種類の所得ごとに計算してください。
- 2人以上の世帯員に所得があるときは、世帯員ごとに所得金額を計算してください。
- 上記の計算式により、世帯の収入額を計算してください。

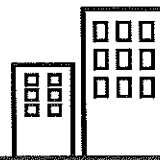
表 4

各 控 除 の 内 容		控 除 額 (1人につき)
1	同居親族控除・扶養親族控除 ア 申込者本人以外で、市営住宅へ同居しようとする人 イ 市営住宅に入居はしないが、所得税法上、申込者本人又は同居者が扶養している人	38万円
2	老人同一生計配偶者控除・老人扶養親族控除 所得税法上の同一生計配偶者又は扶養親族のうち、70歳以上（昭和29年12月1日以前生まれ）の人	10万円（注1）
3	特定扶養親族控除 所得税法上の扶養親族（配偶者を除く。）のうち、16歳以上23歳未満（平成13年12月2日～平成20年12月1日生まれ）の人	25万円（注1）
4	障害者控除（特別障害者に該当する人を除く。） ア 身体障害者手帳の交付を受けている人 イ 戦傷病者手帳の交付を受けている人 ウ 精神保健指定医などから知的障害と判定された人 エ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 オ 精神に障害があり、国民年金又は厚生年金の障害年金の証書を交付されている人	27万円
5	特別障害者控除 ア 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級又は2級に該当する人 イ 戦傷病者手帳の交付を受け、その障害の程度が特別項症から第3項症までに該当する人 ウ 原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けた人 エ 心神喪失の常況にある人又は精神保健指定医などから重度の知的障害者と判定された人 オ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が1級に該当する人 カ 精神に障害があり、国民年金又は厚生年金の障害年金の証書を交付され、その障害の程度が1級に該当する人 キ 常に就床を要し、複雑な介護を要する人	40万円
6	ひとり親控除 所得があり、次のすべてに該当する人 ア 婚姻をしていない又は配偶者と死別・離婚した後に婚姻・事実婚状態にない人 イ 生計を一にしている基礎控除額以下の所得の子がある人 ウ 年間合計所得金額が500万円以下の人	35万円（注2）
7	寡婦控除 上記のひとり親控除には該当せず、事実婚状態にない人で、以下のいずれかの要件を満たす人 ア 夫と離別した人で、扶養親族があり、合計所得額が500万円以下である人 イ 夫と死別した人で、合計所得金額が500万円以下である人	27万円（注2）

注1 年齢は、すべて令和6年11月30日現在とします（12月1日に生まれた方は、法律上、11月30日に年齢が加算されます。）。

注2 ひとり親控除及び寡婦控除については、対象者の所得が控除額未満のときは、その額を控除してください。

9 一般選考募集の対象住宅



家賃の額について

家賃の額は、世帯の収入額の分位に応じて決まります。

世帯の収入額は、14～18ページの計算例及び19～21ページの計算方法により計算してください。

注1 団地の情報は、当該団地の一般的な間取り等を示したもので、実際に入居いただける部屋と異なる場合があります。

2 参考家賃額を掲載していますので、部屋（専用面積及び竣工年度等）により若干の差が出る場合があります。世帯の収入額がどの分位に該当するかは下記を御覧ください。

分位	世帯の収入額(円)	分位	世帯の収入額(円)	分位	世帯の収入額(円)	分位	世帯の収入額(円)
①	0～104,000	②	104,001～123,000	③	123,001～139,000	④	139,001～158,000

※「裁量階層世帯」については分位④家賃額を超える場合があります。

3 次に掲げる経費（共益費）は、入居者負担となります。

給水ポンプ・ピロティ灯・廊下灯・エレベーター運転経費などの電気代、散水栓などの水道代等

4 敷金として、月額家賃の3か月分を入居までに納めていただきます。

5 平均倍率は、同じ申込区分の過去4回に実施した公募（令和5年9月・12月・令和6年4月・6月）の平均倍率です。

（平均倍率欄に「-」が付いている申込区分は、過去4回の公募に募集がありませんでした。）

6 階段の昇降が困難な方がおられる世帯については、第2次審査において、エレベーターのある住宅又はエレベーターのない住宅の1・2階の希望をお伺いしますが、戸数に限りがありますので、希望者数が該当住戸数を超えた場合には、抽選となります。

7 募集予定戸数欄に「*低階等住戸なし」と表示されている住宅は、今回の募集予定住戸に上記6該当の住戸がありません。

8 募集予定戸数欄に表示している上記6該当の住戸数及び上記7該当住戸の有無や、近居入居優先住宅の募集住戸の棟・部屋番号については、あくまで予定であり、事前に予告なく変更される場合もありますので御了承ください。

9 浴室の有無欄に◇印のある住宅は、平成24年度以降に浴室を設置しました。浴室新設住戸は、工事費概算のため家賃の額が変更になることがあります。

10 申込区分欄に「-1」のある住宅は、洗い場の床からの高さが従来のものより低くまたぎやすい浴槽（550mm）を設置しました。

11 申込区分欄に★印のある住宅は、有料駐車場が設置してあります。ただし、利用に当たっては、使用資格、車の規格等に制限があり、また、空き区画がない場合もあります。

12 申込区分欄に▼印のある住宅は、裁量階層世帯であっても収入額の上限は15万8千円となります。

13 入居時期は、令和6年11月下旬～12月上旬です。

〈申込区分の記入例〉

申込区分	
B	9

← 一般住宅、3K・3DKタイプ
御陵市営住宅を申し込まれたことになります。

(1) 一般住宅 2K・2DKタイプ

（単身の方は、申込みできません。）※2人世帯を標準とする間取りです。

申込区分	市営住宅 名称	募集予定 戸数(戸)	世帯の収入額ごとの 参考家賃額 (円)	専用 面積 (㎡)	間取り(畳)・浴室の有無	竣工 年度	構 造 (エレベ ーターの有無)	所 在 地	平均 倍率
A 15	★ 勸修寺第	1 エレベーター設置	①	53.0	6・6・DK 浴室有(シャワー付)	H7 H9	6階建 (有)	山科区栗栖野 中臣町 1番地 他	3.0
			②						
			③						
			④						
A 29	★ 鈴 塚	1 エレベーター設置	①	33.3	6・4.5・K ◇浴室有(シャワー付)	S43 S44	4・5 階建 (有)	伏見区深草 鈴塚町 6番地1	5.0
			②						
			③						
			④						
A 30	★ 桜 島	1 エレベーター設置	①	54.7	6・6.5(洋間)・DK 浴室有(シャワー付)	H15	6階建 (有)	伏見区深草 勧進橋町 119番地	4.5
			②						
			③						
			④						

申込区分		市営住宅 名 称	募集予定 戸数(戸)	世帯の収入額ごとの 参考家賃額(円)		専 用 面 積 (㎡)	間取り(畳)・浴室の有無	竣工 年度	構 造 (エレベ ーターの有無)	所 在 地	平均 倍率
A	41	檜 原 ※1 参照	2 エレベーター設置	①	18,300	33.7	6・4.5・K 6・6・DK ◇浴室有(シャワー付)	S42	3～5 階建 (有)	西京区檜原 岡南ノ庄 4番地1 他	—
				②	21,100						
				③	24,100						
				④	27,200						
A	★ 43	西 野 山	1 エレベーター設置	①	17,700	33.3	6・4.5・K 6・6・DK ◇浴室有(シャワー付)	S44	5階建 (有)	山科区勸修寺 堂田 13番地1 他	1.1
				②	20,400						
				③	23,300						
				④	26,300						
A	★ 78	東松ノ木	1 エレベーター設置	①	24,900	51.0	6・6・DK 浴室有(シャワー付)	H8 H15	5階建 (有)	南区東九条 東松ノ木町 1番地	12.2
				②	28,700						
				③	32,900						
				④	37,100						
A	★ 83	醍醐西 4街区 ※2 参照	1 エレベーター設置	①	26,400	50.1	6・5(洋間)・DK 浴室有(シャワー付)	H7	10階建 (有)	伏見区醍醐 折戸町 8番地1	—
				②	30,500						
				③	34,800						
				④	39,300						
A	★ 91	山 科	1 エレベーター設置	①	20,000	39.6	6・5(洋間)・DK 浴室有(シャワー付)	S46 S48 ◎1	11階建 (有)	山科区西野 様子見町 1番地2	8.8
				②	23,100						
				③	26,500						
				④	29,900						
A	▼★ 141	楽 只 ※3 参照	2 エレベーター設置	①	24,100	43.6	5.7・5・DK 浴室有(シャワー付)	S47 ◎2	5階建 (有)	北区紫野 北花ノ坊町 15番地	4.5
				②	27,800						
				③	31,800						
				④	35,900						

◎1 山科市営住宅は、平成14年から平成24年にかけて内装や設備など住宅内部を全面的に改善した住戸となります。

◎2 A141の住戸については、平成28年から平成29年にかけて内装や設備など住宅内部を全面的に改善した住戸となります。

※1 檉原市営住宅の8棟、10棟、12棟は、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域に指定されております。
土砂災害警戒区域とは、京都府知事が、「土砂災害に警戒し情報伝達、警戒避難体制の整備」や「警戒避難に関する事項の市民への周知」を目的として、指定されたものです。

※2 醍醐西4街区市営住宅の、12棟及び13棟は、エレベーターが設置されており、14棟については13棟と渡り廊下で接続されています。

※3 A141の住戸についてはベランダ無しとなっております、物干し場所は室内に設置されています。

(2) 一般住宅 3K・3DK タイプ (单身の方は、申込みできません。) ※2～5人世帯を標準とする間取りです。

申込区分		市営住宅 名 称	募集予定 戸数(戸)	世帯の収入額ごとの 参考家賃額 (円)		専 用 面 積 (㎡)	間取り(畳)・浴室の有無	竣工 年度	構 造 (エレベーターの有無)	所 在 地	平均 倍率	
B 9	★	御 陵	1 低階 2階1戸	①	32,300	61.8	6・6・4.5(洋間)・DK 浴室有(シャワー付)	H9	3・4 階建 (無)	山科区御陵 中筋町 10番地 他	14.0	
				②	37,300							61.9
				③	42,600							
				④	48,100							
B 12	★	東 野	1 低階 2階1戸	①	31,800	61.8	6・6・4.5(洋間)・DK 浴室有(シャワー付)	H4 ・ H6	3～5 階建 (無)	山科区東野 中井ノ上町 17番地1 他	11.0	
				②	36,700							61.9
				③	42,000							
				④	47,400							
B 14	★	大 宅	1 *低階等 住戸なし	①	31,000	61.7	6・6・4.5(洋間)・DK 浴室有(シャワー付)	H3	3・4 階建 (無)	山科区大宅 打明町 6番地	—	
				②	35,800							
				③	40,900							
				④	46,100							

申込区分	市営住宅 名 称	募集予定 戸数(戸)	世帯の収入額ごとの 参考家賃額 (円)		専 用 面 積 (㎡)	間取り(畳)・浴室の有無	竣工 年度	構 造 (エレベ ーターの有無)	所 在 地	平均 倍率
B 15	★ 勸 修 寺 第 一	1 ILベーター設置	①	31,800	61.7 61.9	6・6(洋間)・4.5・DK 6・6・4.5(洋間)・DK 6・6.5(洋間)・4.5・DK 浴室有(シャワー付)	H7 ・ H9	3～6 階建 (一部有)	山科区栗栖野 中臣町 1番地 他	21.3
			②	36,700						
			③	42,000						
			④	47,300						
B 17	★ 柳 辻 ※1参照	1 ILベーター設置	①	32,700	61.8	6・5(洋間)・4.5・DK 浴室有(シャワー付)	H9 ・ H11	5・6 階建 (有)	山科区柳辻 草海道町 36番地14 他	26.0
			②	37,800						
			③	43,200						
			④	48,700						
B 49	大 受	1 ILベーター設置	①	19,000	39.9 44.3	6・4.5・3(洋間)・K 6・4.5・3(洋間)・DK 6・4.5・3.5(洋間)・DK 6・4.5・4(洋間)・DK 浴室有(シャワーなし)	S48 ・ S49	5～11 階建 (一部有)	伏見区石田 大受町 50番地	0.5
			②	22,000						
			③	25,100						
			④	28,400						
B 50	★ 小 栗 栖	1 *低階等 住戸なし	①	22,400	43.3 51.2	6・4.5・3.5(洋間)・DK 6・4.5・4(洋間)・DK 6・6・3.5(洋間)・DK 浴室有(シャワーなし)	S49 ・ S50	5階建 (無)	伏見区小栗栖 森本町 13番地	0.4
			②	25,900						
			③	29,600						
			④	33,400						
B 51	醍醐中山 ※2参照	1 低階 2階1戸	①	22,000	46.1 51.6	6・6・3.5(洋間)・DK 浴室有(シャワーなし)	S50 ・ S51	3～5 階建 (無)	伏見区醍醐 中山町 39番地2	0.0
			②	25,300						
			③	29,000						
			④	32,700						
B 54	★ 向 島 1 街 区	2 ILベーター設置	①	23,400	53.7	6・6・4.5・DK 浴室有(シャワーなし)	S53 ・ S54	10・11 階建 (有)	伏見区向島 二ノ丸町 151番地58	-
			②	27,000						
			③	30,900						
			④	34,900						
B 55	★ 向 島 8 街 区	1 ILベーター設置	①	24,800	56.6	6・6・4.5・DK 浴室有(シャワーなし)	S55 ・ S56	11階建 (有)	伏見区向島 丸町 4番地7	4.6
			②	28,600						
			③	32,800						
			④	37,000						
B 57	★ 向 島 10 街 区	1 ILベーター設置	①	25,100	56.6	6・6・4.5・DK 浴室有(シャワーなし)	S58	11階建 (有)	伏見区向島 鷹場町 104番地8 他	1.5
			②	28,900						
			③	33,100						
			④	37,300						
B 60	★ 洛 西 東 新 林 ※3参照	1 低階 1階1戸	①	25,600	51.1 58.7	6・6・4(洋間)・DK 6・6・4.5・DK 浴室有(シャワーなし)	S51 ・ S56	4・5 階建 (無)	西京区大枝 東新林町 一丁目 2番地 他	2.0
			②	29,600						
			③	33,900						
			④	38,200						
B 61	★ 洛 西 北 福 西 ※3参照	1 ILベーター設置	①	29,000	55.4 61.6	6・6・4.5・DK 浴室有(シャワーなし)	S54 ・ S59	5・11 階建 (一部有)	西京区大枝 北福西町 一丁目 3番地1 他	4.8
			②	33,400						
			③	38,200						
			④	43,100						
		1 低階 1階1戸	①	29,000	57.1 61.6	6・6・4.5・DK 浴室有 (シャワーなし・低い浴槽)	S54 ・ S59	5階建 (無)		
			②	33,400						
			③	38,200						
			④	43,100						

申込区分	市営住宅 名 称	募集予定 戸数(戸)	世帯の収入額ごとの 参考家賃額 (円)		専 用 面 積 (㎡)	間取り(畳)・浴室の有無	竣工 年度	構 造 (エレベ ーターの有無)	所 在 地	平均 倍率
B 62-1	★ 洛 西 南 福 西 ※3参照	1 低階 2階1戸	①	26,400	58.7	6・6・4.5・DK 浴室有 (シャワーなし・低い浴槽)	S55	5 階建 (無)	西京区大枝 南福西町 一丁目1番地	3.8
			②	30,400						
			③	34,800						
			④	39,300						
B 63	★ 洛 西 東竹の里 ※3参照	1 低階 2階1戸	①	26,100	58.7	6・6・4.5・DK 浴室有(シャワーなし)	S56	5 階建 (無)	西京区大原野 東竹の里町 四丁目 2番地 他 (注) 参照	3.5
			②	30,200						
			③	34,500						
			④	38,900						
B 70	★ い わ た の 森	1 *低階等 住戸なし	①	27,400	61.4	6・6・4.5・DK 浴室有(シャワーなし)	S57	5 階建 (無)	伏見区石田 森西 1番地 他	2.0
			②	31,600						
			③	36,200						
			④	40,800						
B 71	★ 柳 辻 西	1 *低階等 住戸なし	①	28,300	61.6	6・6・4.5・DK 浴室有(シャワーなし)	S59 S60	5 階建 (無)	山科区柳辻 封シ川町 10番地2	-
			②	32,700						
			③	37,400						
			④	42,100						
B 72	南 烏 丸	2 ILベーター設置	①	28,600	57.6	6・6・5(洋間)・DK 浴室有(シャワーなし)	S60	7・10 階建 (有)	南区東九条 南烏丸町 35番地6	40.5
			②	33,000						
			③	37,700						
			④	42,500						
B 75	★ 久 我 の も り	1 *低階等 住戸なし	①	29,500	61.8	6・6・4.5(洋間)・DK 6・6・4.5・DK 浴室有(シャワー付)	S63 H元	3～5 階建 (無)	伏見区久我 東町 201番地1	6.5
			②	34,000						
			③	38,900						
			④	43,900						
B 76	西 大 路	2 ILベーター設置	①	30,100	59.3	6・6・4.5(洋間)・DK 浴室有(シャワーなし)	H元	4～10 階建 (有)	右京区西院 東中水町 14番地	-
			②	34,800						
			③	39,800						
			④	44,900						
B 82	★ 醍 醐 西 3 街 区	1 ILベーター設置	①	32,300	61.7 61.9	6・6・4.5(洋間)・DK 浴室有(シャワー付)	H5	3～10 階建 (一部有)	伏見区醍醐 折戸町 8番地5	11.0
			②	37,200						
			③	42,600						
			④	48,000						

- ※1 柳辻市営住宅の1棟及び3～5棟は、エレベーターが設置されており、2棟については3棟と渡り廊下で接続されています。
- ※2 醍醐中山市営住宅の11棟、13棟～18棟、23棟～26棟、29棟、30棟は、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域に指定されております。
- 土砂災害警戒区域とは、京都府知事が、「土砂災害に警戒し情報伝達、警戒避難体制の整備」や「警戒避難に関する事項の市民への周知」を目的として、指定されたものです。
- ※3 洛西地域については、有線テレビ放送(ZTV)の申込みが必要です(有料)。
- (注) 洛西東竹の里市営住宅については、棟により学区が異なります。

(3) 単身者向け住宅

申込区分		市営住宅 名 称	募集予定 戸数(戸)	世帯の収入額ごとの 参考家賃額 (円)		専 用 面 積 (㎡)	間取り(畳)・浴室の有無	竣工 年度	構 造 (エレベ ーターの有無)	所 在 地	平均 倍率
E	41	榎 原 ※1参照	2 ILベーター設置	①	18,300	33.7	6・4.5・K 6・6・DK ◇浴室有(シャワー付)	S42 S43	3～5 階建 (有)	西京区榎原 岡南ノ庄 4番地1 他	45.7
				②	21,100						
				③	24,100	37.7					
				④	27,200						

申込区分	市営住宅 名 称	募集予定 戸数(戸)	世帯の収入額ごとの 参考家賃額 (円)		専 用 面 積 (㎡)	間取り(畳)・浴室の有無	竣工 年度	構 造 (エレベ ーターの有無)	所 在 地	平均 倍率
E 48	★ 醍醐南 ※2参照	2 ILベター設置	①	14,500	33.3	6・4.5・K 浴室有(シャワーなし)	S46 ・ S47	3・5 階建 (有)	伏見区醍醐 上山白町 60番地	9.4
			②	16,700						
			③	19,100						
			④	21,500						
E 49	大 受	2 ILベター設置	①	19,000	39.9 ・ 44.3	6・4.5・3(洋間)・K 6・4.5・3(洋間)・DK 6・4.5・3.5(洋間)・DK 6・4.5・4(洋間)・DK 浴室有(シャワーなし)	S48 ・ S49	5～11 階建 (一部有)	伏見区石田 大受町 50番地	16.4
			②	22,000						
			③	25,100						
			④	28,400						
E 50	★ 小 栗 栖	1 *低階等 住戸なし	①	22,400	43.3 ・ 51.2	6・4.5・3.5(洋間)・DK 6・4.5・4(洋間)・DK 6・6・3.5(洋間)・DK 浴室有(シャワーなし)	S49 ・ S50	5階建 (無)	伏見区小栗栖 森本町 13番地	11.2
			②	25,900						
			③	29,600						
			④	33,400						
E 53	★ 向 島 5 街 区	2 ILベター設置	①	22,600	52.2	6・6・3.5(洋間)・DK 浴室有(シャワーなし)	S51 ・ S53	11階建 (有)	伏見区向島 二ノ丸町 151番地 他	-
			②	26,100						
			③	29,800						
			④	33,700						
E 60-1	★ 洛 西 林 東 新 林 ※3参照	1 低階 2階1戸	①	25,600	51.1 ・ 58.7	6・6・4(洋間)・DK 6・6・4.5・DK 浴室有 (シャワーなし・低い浴槽)	S51 ・ S56	4・5 階建 (無)	西京区大枝 東新林町 一丁目 2番地 他	20.2
			②	29,600						
			③	33,900						
			④	38,200						
E 102	▼★ 桑 只	3 ILベター設置	①	20,000	34.3 ・ 34.7	3・6・K 6・DK 浴室有(シャワー付)	H30	5階建 (有)	北区紫野 花ノ坊町 31番地	25.8
			②	23,100						
			③	26,400						
			④	29,800						

- ※1 榎原市営住宅の8棟、10棟、12棟は、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域に指定されております。
土砂災害警戒区域とは、京都府知事が、「土砂災害に警戒し情報伝達、警戒避難体制の整備」や「警戒避難に関する事項の市民への周知」を目的として、指定されたものです。
- ※2 醍醐南市営住宅は、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域に指定されております。
土砂災害警戒区域とは、京都府知事が、「土砂災害に警戒し情報伝達、警戒避難体制の整備」や「警戒避難に関する事項の市民への周知」を目的として、指定されたものです。
- ※3 洛西地域については、有線テレビ放送(ZTV)の申込みが必要です(有料)。

(4) 親子ペア住宅

(子世帯とその親世帯又は孫世帯とその祖父母(直系2親等の尊属)世帯で構成されており、それぞれが一般住宅の申込資格(単身世帯の場合は、単身者向け住宅の申込資格)を備えた2世帯での申込みに限ります。なお、2世帯とも単身世帯での申込みはできません。単身世帯については、ペア住宅のうち、専用面積が小さい方の住戸に限ります。)

申込区分		市営住宅 名 称	募集予定 戸数(ペア)	世帯の収入額ごとの 参考家賃額 (円)		専 用 面 積 (㎡)	間取り(畳)・浴室の有無	竣工 年度	構 造 (エレベーターの有無)	所 在 地	平均 倍率
G 51-1		醍醐中山 ※参照	1	①	22,000	50.6 51.6	6・6・3.5(洋間)・DK 浴室有 (シャワーなし・低い浴槽)	S50 S51	3～5 階建 (無)	伏見区醍醐 中山町 39番地2	0.0
				②	25,300						
				③	29,000						
				④	32,700						
			低階 1階1ペア	①	9,400	25.3 25.8	6・K 浴室なし				
				②	10,900						
				③	12,500						
				④	14,000						

- ※ 醍醐中山市営住宅の11棟、13棟～18棟、23棟～26棟、29棟、30棟は、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域に指定されております。
土砂災害警戒区域とは、京都府知事が、「土砂災害に警戒し情報伝達、警戒避難体制の整備」や「警戒避難に関する事項の市民への周知」を目的として、指定されたものです。

(5) 近居入居優先住宅 (1世帯募集)

一般住宅 3DK タイプ (単身の方は、申込みできません。)

※2～5人世帯を標準とする間取りです。

(同じニュータウン又は学区(小学校区)内の市営住宅、府営住宅又はUR賃貸住宅に現に直系2親等内の親族が入居している又は入居する予定である世帯の申込みに限ります。)

申込区分	市営住宅 名称	募集予定 戸数(戸)	世帯の収入額ごとの 家賃の額(円)	専 用 面 積 (㎡)	間取り(畳) 浴室の有無	竣工 年度	構 造 (エレベ ーターの有無)	所 在 地	平均 倍率	募集住戸 (予定)
N 60-1	★ 洛 西 東 新 林 ※参照	1 低階 1階1戸	①	25,600	58.7	6・6・4.5・DK 浴室有 (シャワーなし・ 低い浴槽)	S56	5階建 (無)	-	13棟-102号 (注)参照
			②	29,600						
			③	33,900						
			④	38,200						

※ 洛西地域については、有線テレビ放送(ZTV)の申込みが必要です(有料)。

(注) 募集住戸の棟・部屋は、あくまで予定であり、事前に予告なく変更される場合もあります。変更に伴い、家賃の額、間取り等も変更になる場合がありますので御了承ください。

(6) 大家族向け住宅

(一般住宅の申込資格を備え、かつ、5人以上の世帯での申込みに限ります。)

申込区分	市営住宅 名称	募集予定 戸数(戸)	世帯の収入額ごとの 参考家賃額(円)	専 用 面 積 (㎡)	間取り(畳)・浴室の有無	竣工 年度	構 造 (エレベ ーターの有無)	所 在 地	平均 倍率
J 61-1	★ 洛 西 北 福 西 ※1参照	1 低階 1階1戸	①	36,200	77.7	6・6・4.5・4.5・DK 浴室有 (シャワーなし・低い浴槽)	S58	5階建 (無)	-
			②	41,800					
			③	47,800					
			④	53,900					
J 83	★ 醍 醐 西 4 街 区 ※2参照	1 エレベーター設置	①	38,800	73.7	6・6・5(洋間)・4.5・DK 浴室有(シャワー付)	H7	10階建 (有)	-
			②	44,800					
			③	51,300					
			④	57,800					

※1 洛西地域については、有線テレビ放送(ZTV)の申込みが必要です(有料)。

※2 醍醐西4街区市営住宅の、12棟及び13棟は、エレベーターが設置されており、14棟については13棟と渡り廊下で接続されています。

(7) 特別空き家住宅

ア 一般住宅 2DK・2LDK タイプ (単身の方は、申込みできません。)

※2人世帯を標準とする間取りです。

申込区分	市営住宅 名称	募集予定 戸数(戸)	世帯の収入額ごとの 参考家賃額(円)	専 用 面 積 (㎡)	間取り(畳)・浴室の有無	竣工 年度	構 造 (エレベ ーターの有無)	所 在 地	平均 倍率
特A 78	★ 東松ノ木	1 エレベーター設置	①	24,900	51.0 51.3	6・6・DK 浴室有(シャワー付)	H8 H15	5階建 (有)	-
			②	28,700					
			③	32,900					
			④	37,100					
特A 105	▼★ 三 条	1	①	30,600	54.9	6・6・LDK 浴室有(シャワー付)	H22	5階建 (有)	20.0
			②	35,300					
			③	40,300					
			④	45,500					

イ 一般住宅 3DK タイプ (単身の方は、申込みできません。)

※2～5人世帯を標準とする間取りです。

申込区分	市営住宅 名称	募集予定 戸数(戸)	世帯の収入額ごとの 参考家賃額(円)	専 用 面 積 (㎡)	間取り(畳)・浴室の有無	竣工 年度	構 造 (エレベ ーターの有無)	所 在 地	平均 倍率
特B 50	★ 小 栗 栖	1 低階 1階1戸	①	22,400	43.3 51.2	6・4.5・3.5(洋間)・DK 6・4.5・4(洋間)・DK 6・6・3.5(洋間)・DK 浴室有(シャワーなし)	S49 S50	5階建 (無)	0.0
			②	25,900					
			③	29,600					
			④	33,400					

ウ 単身者向け住宅

申込区分		市営住宅 名 称	募集予定 戸数(戸)	世帯の収入額ごとの 参考家賃額 (円)		専 用 面 積 (㎡)	間取り(畳)・浴室の有無	竣工 年度	構 造 (エレベ ーターの有無)	所 在 地	平均 倍率
特E	★ 29	鈴 塚	1 ILベーター設置	①	16,300	33.3	6・4.5・K ◇浴室有(シャワー付)	S43 ・ S44	4・5 階建 (有)	伏見区深草 鈴塚町 6番地1	—
				②	18,900						
				③	21,600						
				④	24,300						
特E	★ 48-1	醍 醐 南 ※参照	1 ILベーター設置	①	14,500	33.3	6・4.5・K 浴室有 (シャワーなし・低い浴槽)	S46 ・ S47	3・5 階建 (有)	伏見区醍醐 上山口町 60番地	5.6
				②	16,700						
				③	19,100						
				④	21,500						
特E	49-1	大 受	1 低階 1階1戸	①	18,800	39.9	6・4.5・3(洋間)・K 6・4.5・3.5(洋間)・DK 浴室有 (シャワーなし・低い浴槽)	S48	5階建 (無)	伏見区石田 大受町 50番地	—
				②	21,700	43.8					
				③	24,800						
				④	28,000						

※ 醍醐南市営住宅は、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域に指定されております。

土砂災害警戒区域とは、京都府知事が、「土砂災害に警戒し情報伝達、警戒避難体制の整備」や「警戒避難に関する事項の市民への周知」を目的として、指定されたものです。

(8) 子育て世帯優先住宅

(一般住宅の申込資格を備え、かつ、現に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども(中学修了前)を扶養している親子世帯、又は20歳未満の子どもを3人以上扶養している親子世帯での申込みに限ります。)

ア 一般住宅 2DK・2LDK タイプ

申込区分		市営住宅 名 称	募集予定 戸数(戸)	世帯の収入額ごとの 参考家賃額 (円)		専 用 面 積 (㎡)	間取り(畳)・浴室の有無	竣工 年度	構 造 (エレベ ーターの有無)	所 在 地	平均 倍率
S	★ 29	鈴 塚	2 ILベーター設置	①	30,700	43.2	5・7(洋間)・DK 5・6(洋間)・LDK ◇浴室有(シャワー付)	H26	6階建 (有)	伏見区深草 鈴塚町 6番地1	4.5
				②	35,500						
				③	40,600						
				④	45,700						
S	★ 85	醍醐中 ※参照	1 ILベーター設置	①	26,500	50.1	6・5(洋間)・DK 浴室有(シャワー付)	H10	6階建 (有)	伏見区醍醐 北西裏町 8番地	—
				②	30,600						
				③	35,000						
				④	39,500						
S	★ 91	山 科	2 ILベーター設置	①	20,000	39.6	6・5(洋間)・DK 浴室有(シャワー付)	S46 ・ S48 ◎	11階建 (有)	山科区西野 様子見町 1番地2	3.7
				②	23,100						
				③	26,500						
				④	29,900						

◎ 山科市営住宅は、平成14年から平成24年にかけて内装や設備など住宅内部を全面的に改善した住戸となります。

※ 醍醐中市営住宅の1棟、2棟及び4棟は、エレベーターが設置されており、3棟については4棟と渡り廊下で接続されています。

イ 一般住宅 3K・3DK・3LDK タイプ

申込区分		市営住宅 名 称	募集予定 戸数(戸)	世帯の収入額ごとの 参考家賃額 (円)		専 用 面 積 (㎡)	間取り(畳)・浴室の有無	竣工 年度	構 造 (エレベ ーターの有無)	所 在 地	平均 倍率
T	★ 12	東 野	1 低階 1階1戸	①	31,800	61.8 ・ 61.9	6・6・4.5(洋間)・DK 浴室有(シャワー付)	H4 ・ H6	3～5 階建 (無)	山科区東野 中井ノ上町 17番地1 他	—
				②	36,700						
				③	42,000						
				④	47,400						

申込区分	市営住宅 名 称	募集予定 戸数(戸)	世帯の収入額ごとの 参考家賃額 (円)		専 用 面 (㎡)	間取り(畳)・浴室の有無	竣工 年度	構 造 (エレベ ーターの有無)	所 在 地	平均 倍率	
T	★ 58	向 島 11 街 区 エレベーター設置	2	①	28,500	59.8	6・6・4.5・DK 浴室有(シャワー付)	S61 S63	9・10 階建 (有)	伏見区向島 清水町 47番地 1	1.3
				②	32,900						
				③	37,600						
				④	42,400						
T	★ 61	洛 西 北 福 西 ※1・2参照 エレベーター設置	3	①	26,600	55.4	6・6・4.5・DK 浴室有(シャワー付)	S54	11階建 (有)	西京区大枝 北福西町 一丁目 3番地 1	1.0
				②	30,700						
				③	35,100						
				④	39,600						
T	★ 78	東松ノ木 エレベーター設置	1	①	33,000	67.9	6・6・4.5・DK 6・6・4.5・LDK 浴室有(シャワー付)	H8 H15	5階建 (有)	南区東九条 東松ノ木町 1番地	25.0
				②	38,100						
				③	43,500						
				④	49,100						
T	★ 83	醍 醐 西 4 街 区 ※3参照 エレベーター設置	1	①	32,600	61.9	6・6・5(洋間)・DK 浴室有(シャワー付)	H7	3～10 階建 (一部有)	伏見区醍醐 折戸町 8番地 1	-
				②	37,600						
				③	43,000						
				④	48,600						
T	▼★ 105	三 条 エレベーター設置	1	①	38,900	69.8	6・6・5・LDK 浴室有(シャワー付)	H22	5階建 (有)	東山区 若松町 398番地	9.2
				②	44,900						
				③	51,300						
				④	57,900						
T	▼★ 141	桑 只 エレベーター設置	1	①	30,100	55.0	4.3・5.7(洋間)・6.9(洋間)・ LDK 浴室有(シャワー付)	S54 ◎	5階建 (有)	北区紫野 花ノ坊町 22番地	7.0
				②	34,800						
				③	39,800						
				④	44,900						

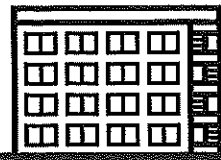
◎ T141の住戸については、平成28年から平成29年にかけて内装や設備など住宅内部を全面的に改善した住戸となります。

※1 洛西地域については、有線テレビ放送(ZTV)の申込みが必要です(有料)。

※2 T61の住戸については、ユニットバスの設置、一部の和室で従来のい草より耐久性、はっ水性に優れた畳を使用しています。

※3 醍醐西4街区市営住宅の、12棟及び13棟は、エレベーターが設置されており、14棟については13棟と渡り廊下で接続されています。

10 多回数落選者優先選考募集の対象住宅



家賃の額について

家賃の額は、世帯の収入額の分位に応じて決まります。

世帯の収入額は、14～18ページの計算例及び19～21ページの計算方法により計算してください。

注1 団地の情報は、当該団地の一般的な間取り等を示したもので、実際に入居いただける部屋と異なる場合があります。

2 参考家賃額を掲載していますので、部屋（専用面積及び竣工年度等）により若干の差が出る場合があります。世帯の収入額がどの分位に該当するかは下記を御覧ください。

分位	世帯の収入額(円)	分位	世帯の収入額(円)	分位	世帯の収入額(円)	分位	世帯の収入額(円)
①	0～104,000	②	104,001～123,000	③	123,001～139,000	④	139,001～158,000

※「裁量階層世帯」については分位④の家賃額を超える場合があります。

3 次に掲げる経費（共益費）は、入居者負担となります。

給水ポンプ・ピロティ灯・廊下灯・エレベーター運転経費などの電気代、散水栓などの水道代等

4 敷金として、月額家賃の3か月分を入居までに納めていただきます。

5 平均倍率は、同じ申込区分の過去4回に実施した公募（令和5年9月・12月・令和6年4月・6月）の平均倍率です。（平均倍率欄に「－」が付いている申込区分は、過去4回の公募に募集がありませんでした。）

6 募集予定戸数欄に「＊低階等住戸なし」と表示されている住宅は、今回の募集予定住戸にエレベーターのある住宅又はエレベーターのない住宅の1・2階の住戸がありません。該当住戸の有無については、あくまで予定であり、事前に予告なく変更される場合もありますので御了承ください。

7 浴室の有無欄に◇印のある住宅は、平成24年度以降に浴室を設置しました。浴室新設住戸は、工事費概算のため家賃の額が変更になることがあります。

8 申込区分欄に★印のある住宅は、有料駐車場が設置してあります。ただし、利用に当たっては、使用資格、車の規格等に制限があり、また、空き区画がない場合もあります。

9 入居時期は、令和6年11月下旬～12月上旬です。

＜申込区分の記入例＞

申込区分
い 60

← 多回数落選者優先選考募集
洛西東新林市営住宅を申し込まれたことになります。

＜申込区分の記入は、忘れずに行ってください。＞

（1）一般住宅 3DK タイプ（单身の方は、申込みできません。）

※2～5人世帯を標準とする間取りです。

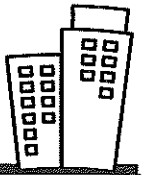
申込区分	市営住宅名称	募集予定戸数(戸)	世帯の収入額ごとの参考家賃額(円)	専用面積(㎡)	間取り(畳)・浴室の有無	竣工年度	構造(エレベーターの有無)	所在地	平均倍率
い 60	★ 洛西東新林 ※参照	1 ＊低階等住戸なし	① 25,600	51.1 58.7	6・6・4(洋間)・DK 6・6・4.5・DK 浴室有(シャワーなし)	S51 S56	4・5階建(無)	西京区大枝 東新林町一丁目 2番地 他	—
			② 29,600						
			③ 33,900						
			④ 38,200						

※ 洛西地域については、有線テレビ放送（ZTV）の申込みが必要です（有料）。

（2）单身者向け住宅

申込区分	市営住宅名称	募集予定戸数(戸)	世帯の収入額ごとの参考家賃額(円)	専用面積(㎡)	間取り(畳)・浴室の有無	竣工年度	構造(エレベーターの有無)	所在地	平均倍率
う 41	榎原 ※1参照	1 エレベーター設置	① 18,300	33.7 37.7	6・4.5・K 6・6・DK ◇浴室有(シャワー付)	S42 S43	3～5階建(有)	西京区榎原 岡南ノ庄 4番地1 他	7.0
			② 21,100						
			③ 24,100						
			④ 27,200						
う 48	★ 醍醐南 ※2参照	1 エレベーター設置	① 14,500	33.3	6・4.5・K 浴室有(シャワーなし)	S46 S47	3・5階建(有)	伏見区醍醐 上山口町 60番地	1.3
			② 16,700						
			③ 19,100						
			④ 21,500						

- ※1 檜原市営住宅の8棟、10棟、12棟は、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域に指定されております。
土砂災害警戒区域とは、京都府知事が、「土砂災害に警戒し情報伝達、警戒避難体制の整備」や「警戒避難に関する事項の市民への周知」を目的として、指定されたものです。
- ※2 醍醐南市営住宅は、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域に指定されております。
土砂災害警戒区域とは、京都府知事が、「土砂災害に警戒し情報伝達、警戒避難体制の整備」や「警戒避難に関する事項の市民への周知」を目的として、指定されたものです。



11 「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者優先選考募集

東日本大震災で被災され、京都市内に避難している方を対象とした募集です。

家賃の額について

家賃の額は、世帯の収入額の分位に応じて決まります。

世帯の収入額は、14～18ページの計算例及び19～21ページの計算方法により計算してください。

- 注1 団地の情報は、当該団地の一般的な間取り等を示したもので、実際に入居いただける部屋と異なる場合があります。
- 2 参考家賃額を掲載していますので、部屋（専用面積及び竣工年度等）により若干の差が出る場合があります。世帯の収入額がどの分位に該当するかは下記を御覧ください。

分位	世帯の収入額(円)	分位	世帯の収入額(円)	分位	世帯の収入額(円)	分位	世帯の収入額(円)
①	0～104,000	②	104,001～123,000	③	123,001～139,000	④	139,001～158,000

※「裁量階層世帯」については分位④家賃額を超える場合があります。

- 3 次に掲げる経費（共益費）は、入居者負担となります。
給水ポンプ・ピロティ灯・廊下灯・エレベーター運転経費などの電気代、散水栓などの水道代等
- 4 敷金として、月額家賃の3か月分を入居までに納めていただきます。
- 5 平均倍率は、同じ申込区分の過去4回に実施した公募（令和5年9月・12月・令和6年4月・6月）の平均倍率です。
- 6 募集予定戸数欄に「*低階等住戸なし」と表示されている住宅は、今回の募集予定住戸にエレベーターのある住宅又はエレベーターのない住宅の1・2階の住戸がありません。該当住戸の有無については、あくまで予定であり、事前に予告なく変更される場合もありますので御了承ください。
- 7 入居時期は、令和6年11月下旬～12月上旬です。

1 対象世帯

子ども・被災者支援法第8条に規定する支援対象地域（福島県中通り及び浜通りのうち、避難指示区域を除いた地域）に、平成23年3月11日時点で居住していた方（支援対象避難者）を含む世帯。

【支援対象地域】

福島県中通り	福島市、郡山市、白河市、須賀川市、二本松市、田村市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町
福島県浜通り	いわき市、相馬市、南相馬市の一部、広野町、楡葉町、富岡町の一部、川内村、浪江町の一部、葛尾村の一部、新地町、飯舘村の一部、大熊町の一部、双葉町の一部

※ 避難指示区域を除きます。

※ 支援対象地域は、今後、変更となる可能性があります。

2 申込資格

(1) 一般住宅

京都市内に居住し、3ページに記載の一般住宅の申込資格（I(1)アを除く）を備え、かつ、平成23年3月11日時点で、支援対象地域に居住していた方（支援対象避難者）を含む世帯であること。

(2) 単身者向け住宅

京都市内に居住し、3ページに記載の一般住宅の申込資格（I(1)ア、イ及びイの注①、③～⑥を除く）を備え、かつ、平成23年3月11日時点で、支援対象地域に居住していた方（支援対象避難者）を含む世帯であること。

3 入居資格の緩和

支援対象避難者は、市営住宅における入居資格の一部が次のとおり緩和されます。

(1) 独立生計要件

母子のみや父子のみでの避難等、世帯を分離して避難している世帯（分離世帯）であっても、独立生計要件を満たすものとして取り扱います。この場合、収入認定の特例により、市営住宅に同居しない方も含めた次の①～③に該当する世帯全員（税法上の扶養関係を基に認定）の所得の合計の2分の1を支援対象避難者の世帯の所得金額とみなして取り扱いますが、同居しない方は21ページの控除対象にはなりません。申込書A票には、同居しない方を含め①～③の方全員について記入し、備考欄に市営住宅入居後の同居・別居の別を記入してください。また、同居しない方も収入に関する書類の提出が必要です。

- ① 入居申込者及び同居者
- ② ①の配偶者
- ③ ①を所得税・個人住民税上、扶養している方及びその配偶者

(2) 住宅困窮要件

支援対象避難者が支援対象地域内に住宅を所有していても、その住宅を所有していないものとみなして取り扱います。

(3) 同居親族要件

支援対象避難者は、60歳未満の単身世帯であっても入居資格を満たすものとして、取り扱います（通常、60歳以上の方や障害者等を除き、単身世帯は要件を満たしません。）。

4 その他

- 申込書A票には、現住所だけでなく避難元住所（平成23年3月11日時点）も記入してください。
- 避難元市町村が発行する「居住実績証明書」を添付してください。

ご注意ください！

以下の状況により、市営住宅の入居資格を満たさなくなった場合には、市営住宅を明渡していただくことがあります。

- 子ども・被災者支援法に基づく制度が改定され入居資格を失ったとき
- 世帯の状況が変わり入居資格を失ったとき
- 入居資格又は同居者のうち居住実績証明書の発行を受けられる方が存しなくなったとき

(1) 一般住宅 3DKタイプ（単身者向け住宅として、単身の方も、申込みできます。）

※2～5人世帯を標準とする間取りです。

申込区分		市営住宅 名 称	募集予定 戸数(戸)	世帯の収入額ごとの 参考家賃額 (円)		専 用 面 積 (㎡)	間取り(畳)・浴室の有無	竣工 年度	構 造 (エレベ ーターの有無)	所 在 地	平均 倍率
被B	51	醍醐中山 ※参照	1 *低階等 住戸なし	①	22,000	46.1 } 51.6	6・6・3.5(洋間)・DK 浴室有(シャワーなし)	S50 S51	3～5 階建 (無)	伏見区醍醐 中山町 39番地2	0.0
				②	25,300						
				③	29,000						
				④	32,700						

※ 醍醐中山市営住宅の11棟、13棟～18棟、23棟～26棟、29棟、30棟は、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域に指定されております。

土砂災害警戒区域とは、京都府知事が、「土砂災害に警戒し情報伝達、警戒避難体制の整備」や「警戒避難に関する事項の市民への周知」を目的として、指定されたものです。

水害ハザードマップのお知らせ

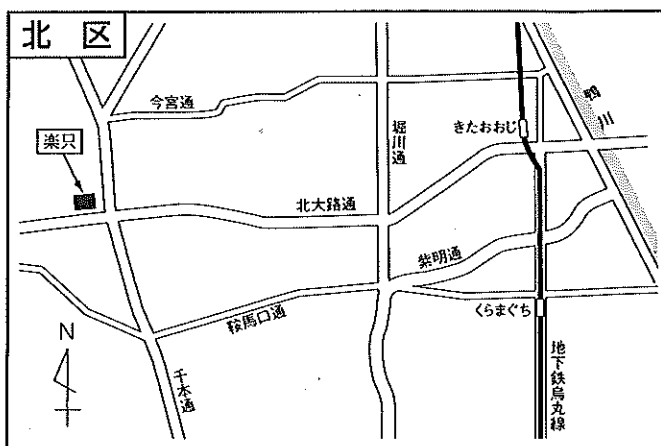
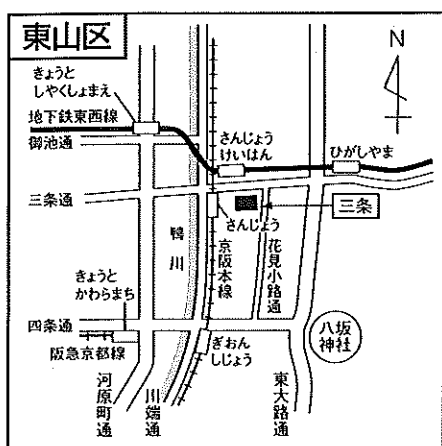
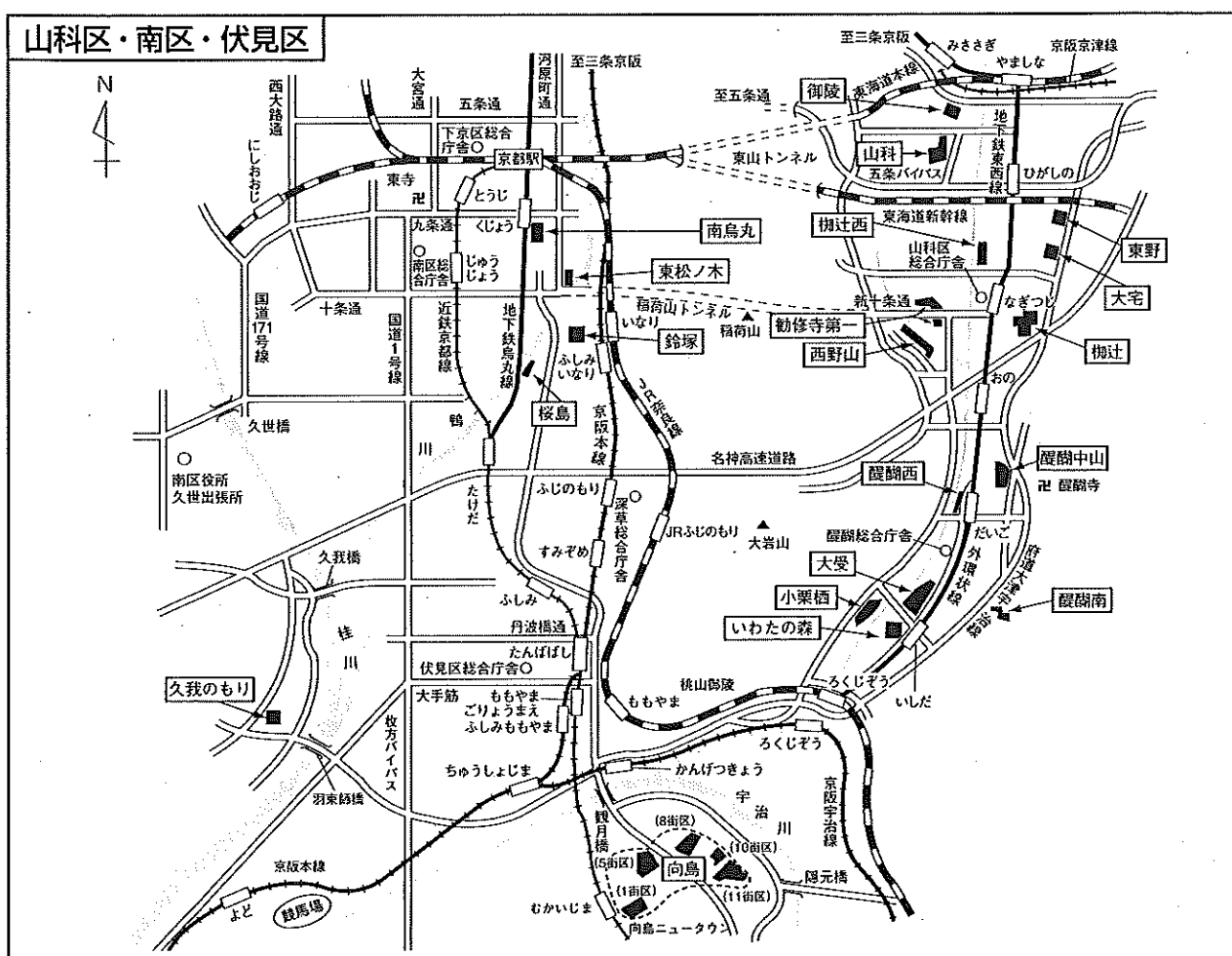
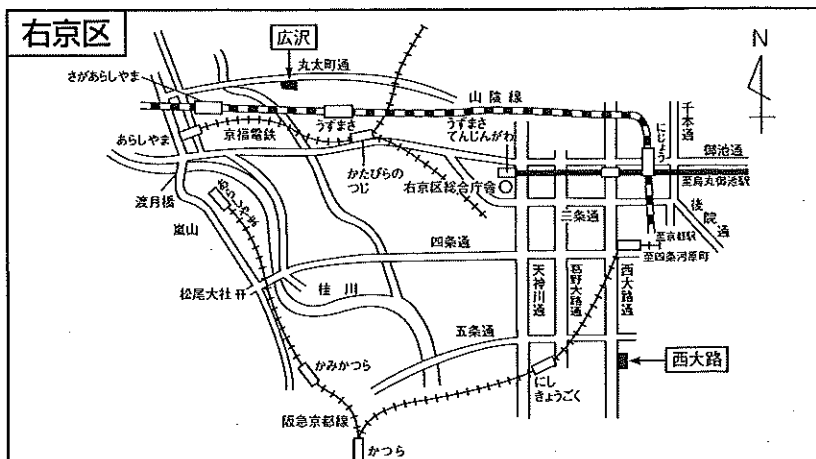
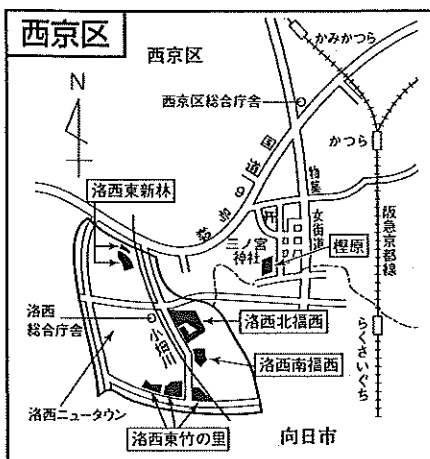
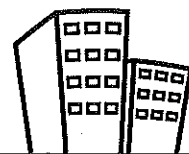
近年、全国的に、台風等の豪雨により、甚大な被害をもたらす大規模水害が頻発しています。御自身のお住まいの水害リスクを知っていただくことは、いざという時のために大切です。

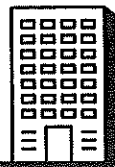
市営住宅への入居の応募を検討されるに当たり、住宅の所在地の水害リスクを知っていただくため、水害ハザードマップを御確認ください。

▶ お近くの区役所・支所の窓口（地域力推進室） 印刷した水害ハザードマップを提供しています。

▶ 京都府マルチハザード情報提供システム URL <http://multi-hazard-map.pref.kyoto.jp/top/top.asp>

12 募集する住宅の位置図





(1) 第1次審査

申込者全員について、公開抽選までに、市営住宅入居申込書の記載内容等により審査します。

ア 無資格者には、令和6年9月下旬頃に、理由を記してお知らせします。

審査結果に異議があるときは、令和6年10月2日・3日に京都市住宅供給公社本社1階業務課までお越しください。

イ 有資格者には令和6年10月9日(水)頃に、抽選番号通知書(はがき)を発送します。

(2) 公開抽選会

日時 令和6年10月16日(水) 午後1時30分から

場所 京都市国際交流会館 イベントホール (38ページの地図参照)

抽選に際しては、申込回数による優遇取扱いはいりません。

第1次審査合格者について、公開抽選により、申込区分ごとに募集戸数に達するまで抽選を行い、その抽出順に登録番号をつけていくものとします(多回数落選者優先選考の登録番号は、一般選考の同一区分で決定した登録番号の後になります。)

また、落選者の中から、補欠順位第1位者を定め、所定の方法で補欠順位を定めます。

抽選は、公開抽選会場に来場された方の中から、代表の方を選任し、その方の立会いのもとで行います。

なお、抽選会に参加されなくても、当落に影響はありません。

<抽選の結果について>

登録者となられた方(当選された方)には、別に通知します(落選された方には、通知しません。)

抽選の結果は10月17日(木)の午前10時以降に京都市住宅供給公社のホームページ(<http://www.kyoto-jksha.or.jp/shiei/index.html>)で御確認いただくか、京都市住宅供給公社 業務課 公募担当(電話223-2142)にお問い合わせください。



(京都市の公式ホームページ「京都市情報館」内の「報道発表資料」(<https://www.city.kyoto.lg.jp/>)にも抽選結果を掲載する予定です。)

なお、抽選会当日は、京都市住宅供給公社 業務課 公募担当又は、京都市国際交流会館へ問合せをしていただいても、お答えできませんので、あらかじめ御了承ください。

(3) 第2次審査

申込区分ごとに、登録順に住宅供給公社に来社していただき、第2次審査を行います。

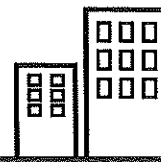
第2次審査では、申込書の記載内容を証明していただくために、住民票、課税証明書などの書類を提出していただき、必要に応じて実態調査を行い、入居資格を審査し、入居予定者を決定します。

課税証明書など必要な書類を提出しないとき、又は申込書の記載内容が証明できないときや虚偽であることが判明したときは、失格となります(書類の提出期限は、令和6年11月29日までです。)

また、登録者の中から、失格者・辞退者がでたときには、補欠順位第1位の方から、順次第2次審査を行い、入居予定者を決定します。

なお、令和6年11月29日までに第2次審査の対象者とならなかった方は、今回の申込みは無効となりますので、次回以降の公募にあらかじめお申し込みください。

14 入居手続



(1) 市営住宅の入居に際して、保証人は不要です。代わりに、火災や漏水事故、安否確認等の緊急の連絡を要する時に、入居者と連絡がつかない場合、連絡先となっていただく方（緊急連絡先）を選び、「緊急連絡先届出書」を提出してください。

※ できる限り、京都府内に住所を有する3親等内の親族1名を選定してください。ただし、それが難しい場合は、他府県内に住所を有する親族や近隣の知人、関わりのある福祉施設等の団体であっても登録できます。

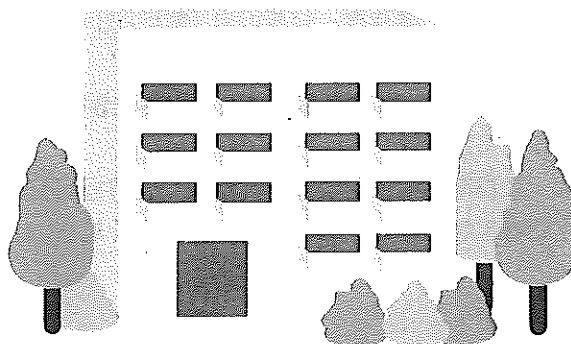
(2) 敷金として、月額家賃の3か月分を納めていただきます。

(3) 入居される住戸（棟・部屋番号）は、入居説明会当日、抽選により決定します。

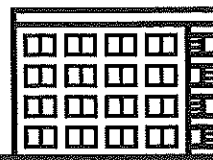
入居時期 令和6年11月下旬～12月上旬

(4) 入居審査に合格された方には、入居説明会の開催通知を発送します。

現在お住まいの賃貸契約の解約等の時期に御注意ください。



15 入居に際しての注意



市営住宅は、住宅に困っておられる収入の少ない方に、低額の家賃で賃貸するために建設されたもので、市民の財産でもあります。したがって、その使用に当たっては、以下の点に注意していただくことになります。

- (1) 家賃のほかに共益費を毎月納めていただきます。共益費は、自治会等が徴収しますが、一部の市営住宅*については、京都市が徴収します。また、共益費の額は団地によって異なります。

(*令和6年9月1日現在、東野、勧修寺第一、柳辻、大受、向島1街区、向島5街区、際目、醍醐東2街区)

- (2) 他の入居者に迷惑を及ぼすおそれがあるため、市営住宅内で犬、猫などの動物の飼育はおことわりしています。

- (3) 住みよい団地づくりに努め、騒音などの迷惑行為の追放に御協力をお願いします。

- (4) 暴力団員が同居者となることや入居を承継することはできません。入居者又は同居者が暴力団員であることがわかった場合は、明渡しをしていただくことになります。また、暴力団員でないことを確認するため、警察に問い合わせることがあります。

- (5) 市営住宅にお住まいの方が家屋、マンションなどを所有（共有名義含む。）されたときは、市営住宅を明け渡していただくことがあります。

- (6) 団地自治会では、廊下や階段、ゴミコンテナの清掃などの共同作業や共益費の徴収などを行っています。入居者全員が協力して分担していただくものですから、積極的に参加してください。

- (7) 入居者の方には、毎年、翌年度以降の家賃を決めるために、収入申告をしていただきます。

なお、3年以上入居されている方が、収入基準を超える収入超過者となった場合は、明渡しの努力をしていただくことになります。また、高額所得者と認定された方は、住宅を明け渡していただくことになります。

- (8) 募集住宅については、以前に他の方が入居していた住宅であり、家具などの置き跡、壁・天井・床の日焼け・色あせ・染み、畳やふすまの色違い等がありますので、御了承ください。

ただし、京都市の基準に基づいて、玄関鍵の取り替え、最小限のクリーニング、ガス・水道・電気関連設備の点検のほか、破損の著しいものに限り修繕しています。

- (9) 入居後の室内の物品の修繕は、すべて自己負担となっていますので、大切にお使いください。

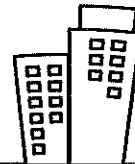
- (10) 市営住宅に入居できるのは、あらかじめ承認された方のみで、承認されていない方が入居したり、他人に一時的であっても、転貸することは、市営住宅条例違反となり、明渡しをしていただくことになります。また、世帯員に増減等の異動が生じたときは、必ず手続をしてください。

- (11) 市営住宅には、有料駐車場を設置していない団地があり、また、駐車場が設置されている団地においても空き区画のない場合がありますので、自動車を所有されている方は、各自で責任を持って保管場所を確保してください。

- (12) 市営住宅を明け渡すときには、部屋の状況について、検査を受けていただきます。入居者による破損・汚損、個人で原状変更した箇所について、検査の結果、修繕、その他の原状回復の必要が生じたときは、費用負担をしていただきます。

- (注) 光ファイバーを各住戸まで引き込むことはできません。

一部の団地では自治会等が許可を取り、マンションタイプ（VDSL方式等）で導入されているところもありますが、設置が不可能な団地もあります。各団地の状況についてお知りになりたい方は、事前にお問い合わせください。



16 入居後の家賃・収入申告

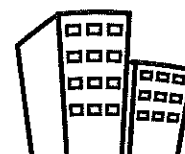
- (1) 入居後の家賃の決め方については、毎年9月初旬に提出していただく「収入申告書」により収入を認定し、翌年度の家賃を決めます。
- (2) 「収入申告書」の提出がなく、収入が認定できない場合は、近傍同種の住宅の家賃を負担していただくことになります。

市営住宅の家賃は、入居者からの申告に基づく収入と、住宅の規模や立地条件、竣工時からの経過年数など、下記の計算式によって決定することになります。

市営住宅家賃の計算式

$$\text{家賃算定基礎額} \times \text{市町村立地係数} \times \text{規模係数} \times \text{経過年数係数} \times \text{利便性係数} = \text{家賃額}$$

- ①家賃算定基礎額…入居者及び同居者の収入に応じて、段階的に家賃負担の基礎額を設定したもので、国が毎年定めます。
- ②市町村立地係数…国が、市町村ごとに、地価の水準に基づき設定します。京都市では1.1となっています。
- ③規模係数………住宅の床面積を65㎡で割った値
- ④経過年数係数……住宅ができてから経過した年数を基に、次の式によって求めた値
- ☆木造 $[1 - (0.0051 \times \text{経過年数})]$ のいずれか低い方
 $[1 - (0.0116 \times \text{平成16年の経過年数})]$
- ☆木造以外 $[1 - (0.0010 \times \text{経過年数})]$ のいずれか低い方
 $[1 - (0.0044 \times \text{平成16年の経過年数})]$
- ⑤利便性係数………住宅設備などの住宅の利便に応じて0.5～1.3の範囲で設定します。



17 令和6年度の募集予定

1 募集日程

市営住宅の募集は、年4回（4・6・9・12月）行っています。

令和6年12月入居者募集	ア 申込期間	令和6年12月上旬
	イ 入居予定時期	令和7年3月下旬～4月上旬

※上記のほか、特定目的住宅の募集を行う予定です。

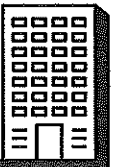
10・1月：犯罪被害者・DV被害者世帯優先選考

2 申込用紙の配布場所

申込用紙は、各募集月の上旬に、以下の場所にて配布します。

- ・区役所・支所の地域力推進室まちづくり推進担当
- ・市役所の庁舎案内所
- ・京都市住宅供給公社本社（上京区中町通丸太町下る駒之町561-10）
- ・京都市指定管理者株式会社東急コミュニティー
向島・際目市営住宅指定管理者事務所（伏見区向島四ツ谷池14-1 向島5街区管理事務所）
- ・京（みやこ）安心すまいセンター（下京区梅湊町83-1 ひと・まち交流館 京都 地下1階）
- ・京都府建設交通部住宅課
- ・京都府住宅供給公社
- ・京都府指定管理者株式会社東急コミュニティー
京都府営住宅管理センター（下京区五条通新町西入る西鋸屋町18番地トミタビル7階）
乙訓・南丹府営住宅管理センター（西京区桂南巽町128番地ヴァン・クレール3階）

申込用紙配布期間・申込期間・募集住宅の概要については、各募集月の1日付けの市民しんぶんに掲載する予定です。



18 抽選会場等の位置図

◎抽選会場 京都市国際交流会館

左京区栗田口鳥居町2-1



市バス 岡崎公園 美術館・平安神宮前下車 徒歩10分
市バス 南禅寺・疏水記念館・動物園東門前下車 徒歩1分
地下鉄 蹴上駅下車 徒歩6分

◎京都市住宅供給公社

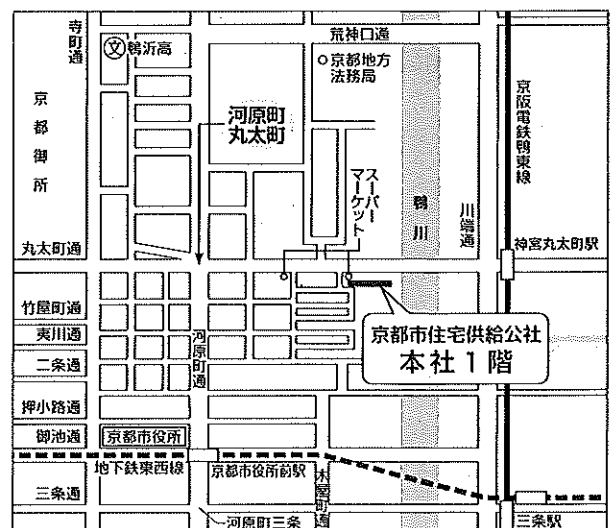
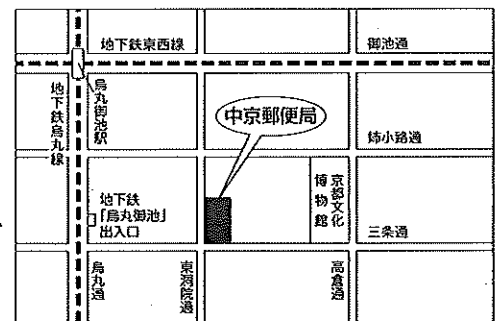
業務課 公募担当（電話 223-2142）
業務時間 午前8時45分～午後5時30分
（正午から1時を除く。）
（土、日、祝日、年末年始のそれぞれ3日間は、休みです。）

上京区中町通丸太町下る駒之町561-10
市バス 河原町丸太町下車 徒歩3分
京阪電車 神宮丸太町駅下車 徒歩5分
※ 駐車場はありません。

◎中京郵便局

<申込書郵送先>

中京区三条通東洞院東入菱屋町30



☆デジタル申請のお知らせ

定期募集（4月、6月、9月、12月）についてオンラインでの入居申込みができます。
「京都公営住宅ポータルサイト」※からアクセスください。

🔍 京都公営 ポータル

クリック

※リンク先 <https://jutakukanri.city.kyoto.lg.jp> →



京都府・京都市の京都市内公営住宅情報を提供しています。

- ＜主な内容＞
- ・団地の配置図
 - ・入居基準・収入基準など
 - ・公営住宅の概要
 - ・公募案内
 - ・デジタル申請のリンク※
 - ・様式のダウンロード（入居等に関する書類のダウンロード）※
- ※公募期間中のみ利用できます。

☆随時公募のお知らせ

複数回公募しても応募がなかった2人以上のファミリー世帯向けの市営住宅の中から、入居の申込みを随時お電話にて先着順で受け付けます。

詳しくは、下記問い合わせ、又は京都市住宅供給公社（以下「公社」という。）

ホームページ（<http://www.kyoto-jkocha.or.jp/shiei/index.html>）からご覧ください。

※公社ホームページは右記からもご覧いただけます→



◎入居申込用紙のダウンロード用データを公社ホームページに掲載しています。

問合せ先

京都市住宅供給公社 業務課 公募担当

電話 075-223-2142

業務時間 午前8時45分～午後5時30分

〈正午から1時を除く。〉

（土・日・祝日は休み）

この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！

